

共立信用組合
DISCLOSURE

令和5年度の現況

2024



KYOSHIN
SINCE 1953

あなたの街のパートナー
OTA, TOKYO, JAPAN

INDEX



ごあいさつ	2
経営理念	3
経営方針	3
経営環境	3

A

令和5年度の業績	4
法令等遵守体制	4
リスク管理体制	5
個人情報について	6-7
当組合のマネーロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について	8
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	8
苦情処理措置	9
紛争解決措置	9
きょうしんのあゆみ	10
トピックス	11
当組合の行事など	12
総代会及び総代について	13
総代のご紹介	14

B

主要な事業の内容	15-16
----------	-------

C

財務諸表(1)	17-18
財務諸表(2)	19-20

D

経営諸比率(1)	21-22
経営諸比率(2)	23

E

預金	24
----	----

F

貸出金(1)	25-26
貸出金(2)	27

G

リスク管理債権	28
---------	----

H

自己資本の構成に関する事項	29
自己資本およびリスク状況について(1)	30-31
自己資本およびリスク状況について(2)	32-33
自己資本およびリスク状況について(3)	34-35
自己資本およびリスク状況について(4)	36

I

地域貢献について	37
地域密着型金融について(1)	38
地域密着型金融について(2)	39
地域密着型金融について(3)	40
地域密着型金融について(4)	41

J

ホームページ・報酬体系について	42
ネットワーク・店舗一覧	43
役員一覧	44
組織図	44
項目別一覧	45

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

KYOSHIN DISCL



理事長 田中 教夫

ごあいさつ

令和6年度は、第七次中期3ヵ年経営計画のスタートの年になります。AIの進化などで今後さらにデジタル化が進むかも知れませんが、共立信用組合は、ふれあいを大切にした、きめ細やかな訪問営業によって、融資や預金ほか何でも相談に乗れる心の通った、役に立ち、頼りになる、堅い経営の、地域になくてはならない安心安全な金融機関として、組合員皆様の事業の発展や、生活の向上とともに、地域社会の繁栄に引き続き貢献してまいります。

今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

共立信用組合

理事長 因中 教夫



OSURE 2024

経営理念

共立信用組合は、地域の皆様とのふれあいを大切に共存共栄を旨としたきめこまかな金融等のサービスを通じて、地域中小・小規模企業の経済力の向上ならびに地域の皆様の生活の向上に寄与するとともに、地域社会の繁栄に貢献し、地域になくてはならない組合となることをめざします。

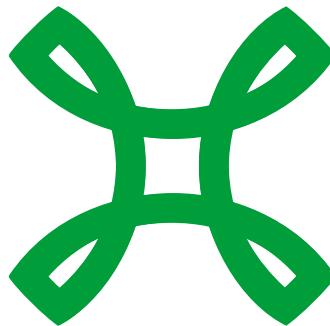
経営方針

1. 健全経営に徹し、組合員および地域社会の人々に信頼され、親しまれる経営を行います。
2. 組合員および地域社会の人々と経済的繋がりの他に、人と人との心のふれあいを大切にした心の通う人間尊重の経営を行います。
3. 組合員および地域社会の人々に対し、金融の円滑化に寄与するとともに良質な金融等のサービスの提供に努めます。
4. 組合員および地域社会の人々とコミュニケーションを重視するとともに、経営情報などの積極的開示による透明な経営を行います。
5. 強固な経営基盤の構築により、社会的責任の遂行と併せて役職員の幸福を創造し、健全性維持のため適正利益の確保と自己資本の充実を図ります。
6. 法令遵守ならびにリスク管理体制の徹底を図ります。
7. 組合の使命感に徹し、組合員ならびに地域社会の人々の信頼に応える人材育成をめざし、明るい意欲と協調に富んだ職場をつくります。

経営環境

令和5年度の我が国経済を振り返りますと、令和5年4～6月期は、GW明けに新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたため個人消費と設備投資や輸出好調等によりGDPは+4.8%の成長率となりましたが、7～9月期は在庫調整等マイナス反動で▲2.9%に低下、10～12月期は円安など物価高で節約志向による個人消費の伸び悩みからGDP成長率は+0.4%に留まり、令和6年に入ると自動車の認証問題による出荷停止が響いてGDP速報値は▲2.0%となってしまいましたが、記録的な円安によって外国人観光客が増えインバウンド消費が大きく増えたことや、上場製造業など輸出企業の好決算など、明るい部分も見えますので、私たち中小事業者の収益環境にも、これから良い波及効果が期待出来ると見えるでしょう。

このような環境の中で、当組合は健全な経営と、強固な経営基盤の構築により、安心で頼れる金融機関として、経営内容開示の充実を図り、地域密着型金融機関としての使命を果たしてまいります。そして、経営の基本であるコンプライアンス重視の適法な経営と適切なリスク管理のもとで効率性を追求して、適正な利益の確保と健全経営に徹し、「役に立ち、頼りになる、堅い経営」をモットーに、地域の皆様に信頼される組合作りに、役職員一同、一層の努力を重ねてまいる所存です。



令和5年度の業績

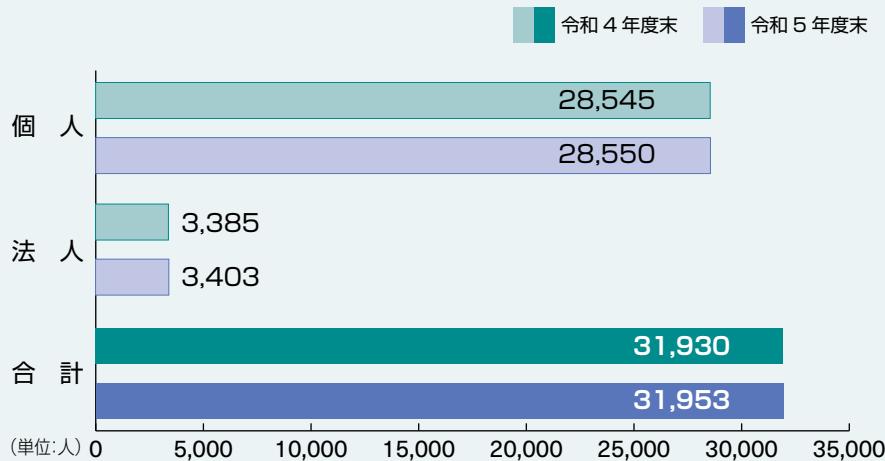
令和5年度は、適法な経営の実施、適切なリスク管理の強化、適正な利益の確保を組合の基本方針として、健全で信頼性の高い、地域に密着した組合作りを推進いたしました。

当組合令和5年度の業績は、預金積金において期末残高164,808百万円・前年度対比765百万円の減少、貸出金においては期末残高80,563百万円・前年度対比313百万円の減少となりました。

収益においては、金利情勢から貸出金利回りが増加したことなどにより貸出金利息収入は前年度を上回る1,611百万円を計上することが出来ました。また、有価証券の効率的運用や経費抑制などにも努めた結果、税引後の当期純利益は226百万円となり、令和5年度事業計画で定めた目標利益を、おかげさまで達成することが出来ました。

自己資本比率につきましては、自己資本の額を99百万円積み増し108億91百万円とし、融資信用リスクアセットの額が744百万円増加致しましたが、今期も10%を維持し、引き続き国内金融機関の健全性基準値である4%を大きく上回る水準を確保しております。

組合員の推移



法令等遵守体制

法令等の遵守は当組合の事業運営の基本であり、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命に鑑み、法令等を遵守し、誠実かつ公正な業務運営と常にコンプライアンスを重視した職場風土の醸成に努めております。

そのため、営業店にはコンプライアンス担当者（責任者）を配すると共に、本部にはコンプライアンス担当部署を設置するなど意識の向上と管理体制の強化に努めております。

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展に伴い、金融機関を取り巻くリスクは高度化・複雑化しており、各業務において発生するリスクを的確に把握・分析し管理することにより、健全経営、自己資本の充実及び安定した収益を確保することが経営上不可欠となっております。

新BIS規制においても金融機関の直面するリスクをより精緻に評価し、リスク管理能力の向上を目指すとされています。

「きょうしん」では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、健全経営による資本の内部留保で自己資本の充実を図りつつ、最低所要自己資本比率の確保維持と銀行勘定の金利リスク量の適正な自己管理の遂行と、それらの定性的根拠と定量的な数値においても情報開示し、リスク管理体制を整備し強化を図るため、リスク全体を網羅すべき「統括部署」を設けて一元的、横断的にリスク管理する体制とし、各種リスクについて「主管部署」から「統括部署」を経由して「管理部署」である各委員会において検討を重ね、「常勤理事会」に報告・諮問のうえ、承認を得る態勢を整備しております。

1. 信用リスク管理について

資産の運用手段として大きなウエイトを占める貸出金取引における信用リスク管理は、経営方針並びに融資方針に基づいて特に厳正に実施しております。

- (1) 個別案件にあたっては、財務状況、業種、資金使途、返済原資、保全状況等について充分な検討を行い、与信リスクを総合的に考慮してスピーディーな審査を行っております。また、中小企業等金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限が到来しておりますが、当組合は、期限到来後も法の趣旨に基づき、継続して取引先の事業再生、経営改善について積極的に取組んでおります。
- (2) 融資取り上げにあたっては「貸出権限規程」に基づき、営業店、本部審査部門、役員など複数部署によるチェックを行うとともに、一定金額を超える案件、異例的な案件については融資部が主管部となり、各部構成員を加えた「融資委員会」で協議を行い、更に「常勤理事会」に諮問のうえ、承認を得る態勢を整備しております。
- (3) 大口融資を回避し、小口融資を中心に融資先の拡大を目標としております。
- (4) 厳正な自己査定を実施し、定期的に財務状況等の実態把握を行うとともに適正な償却・引当を実施しております。
- (5) 融資審査能力の向上を図るため、内部研修を実施するとともに、外部研修にも積極的に参加し、人材の育成に努めております。

2. 市場リスク管理について

余裕資金は、主に国債や地方債等の有価証券で運用しておりますが、運用には金利変動に伴う金利リスク及び株式や債券等の価格変動による価格変動リスクが伴いますので、「余資運用規程」に基づいて健全性を重視し、慎重に運用を行っております。

また、金利リスクや流動性リスク等諸リスクの管理を徹底していくため、各部構成員による「ALM委員会」を設けております。

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、総合企画部を主管部署として各関連部署との相互牽制のうえ管理しています。具体的には、主管部署が金利リスクの関連資料の出力をし、定期的に「ALM委員会」でモニタリング・分析の報告提言をしています。

なお、平成31年2月金融庁改正告示に基づき、平成31年3月期決算よ

り、 Δ EVE(金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの)の上方・下方パラレルシフト、ステーク化の計3種について計測、また、令和2年3月期より Δ EVEについてはフラット化、短期金利上昇・下降の計3種を加え、 Δ NII(金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額)について新たに計測しております。

3. 流動性リスク管理について

資金を効率的に運用するとともに、的確な資金ポジションを確保するため、預金貸出を重点的に管理し、預金の支払いに支障がないよう支払準備の充実を図り、流動性資金の確保に努めております。

4. オペレーション・リスク管理について

従来の、コンピューターのシステム停止、誤作動、不正使用等から生じるシステムリスクや役職員の不正や過失等の不適切な事務処理により生じる事務リスクの他、法務リスク(注1)、人的リスク(注2)、有形固定資産リスク(注3)、風評リスク(注4)を加えた、これら業務の過程や役職員の活動、システムの不備や外生的な事象により生じるリスクをオペレーション・リスクとして統合し、各所管部が個別の管理方針・規程等に則り、適切にリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等リスク管理を行う体制を整えております。

また、その統括部門として「オペレーション・リスク管理委員会」を設け、管理体制の運営を厳正に検証しリスクの発生の未然防止に努めるとともに、仮に万一リスクが発生した場合にもその影響を極小化するための対応の準備をする等の必要な対策を講じる態勢整備に努めています。

(注1)契約等の義務違反や不適切なビジネスマーケット慣行等から当組合に損害が生じるリスク。

(注2)役職員の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等により当組合に損害が生じるリスク。

(注3)災害その他の事象により当組合の保有する有形資産に損害が生じるリスク。

(注4)当組合の評判の悪化や風説の流布等により当組合に損害が生じるリスク。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められていない場合以外は、取得いたしません。

- (1)預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただいた書類等により、直接提供していただいた情報
- (2)各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

(1)国内の第三者・外国にある第三者への提供に関する共通事項
当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められない限り、お客様の同意があつても、これを第三者に提供いたしません。

ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行つたうえで、同意を得るものとします。

(2)国外にある第三者への提供の場合

お客様のご依頼により外国送金を行う場合等、当組合は、被仕向金融機関(国外にある第三者)に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該被仕向金融機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行つたうえで、同意を得るものとします。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用いたしません。

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏洩・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- (2)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行ふとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判別しないよう措置を実施しています。

(6)アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する保有個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する保有個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求
お客様から当組合が保有するご自身に関する保有個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

(4)ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧説のダイレクトマーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、保有個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

住所 東京都大田区大森西1-7-2
共立信用組合
理事長 田中 教夫
担当 業務部 Tel 03-3762-7777
Fax 03-3766-8607
eメール honbu-00@kyoritsu.dp.u-hetsurf.ne.jp

個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

1. 【業務内容】

- (1)預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2)投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務等、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3)その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

2. 【利用目的(個人番号を含む場合を除く)】

- (1)各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いたいただく資格等の確認のため
- (3)預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (4)融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5)適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6)与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7)他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8)お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9)市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため

(10)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

- (1)提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (2)各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (3)組合員資格の確認および管理のため
- (4)その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (5)お客様の安全及び財産を守るために、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること

3. 【機微情報に係る利用目的】

機微情報(法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらの中から要配慮個人情報に該当するものを除く)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号もしくは個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外見上明らかなものを除く)は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号)に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されており、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

4. 【個人信用情報に係る利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

5. 【個人番号の利用目的】

- (1)役職員等(当組合の役職員並びにその配偶者および扶養家族)に係る事務
 - ①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ②健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ③雇用保険届出事務
 - ④国民年金の第3号被保険者の届出事務
 - ⑤財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
- (2)顧客等(当組合の個人の顧客および組合員)に係る事務
 - ①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ④国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
 - ⑦預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含む)・社会保障における資力調査等に関する事務
 - ⑧預貯金口座付番に関する事務
- (3)役職員等及び顧客等以外の個人に係る事務
 - ①報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ②不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
 - ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

個人情報の第三者提供先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ個人情報の提供をいたしております(お客様の個人情報について第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本支店窓口にご連絡ください)。

[個人情報を提供する第三者]

■全国しんくみ保証株式会社

- 利用目的
各種ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■全国保証株式会社(URL:<https://www.zenkoku.co.jp/>)

- 利用目的
各種ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■三井住友海上火災保険株式会社

- (URL:<https://www.ms-ins.com/>)
- 利用目的
住宅ローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■共栄火災海上保険株式会社

- (URL:<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)
- 利用目的
住宅ローンの保証業務
- 情報提供の内容

氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)

- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■株式会社アプラス(URL:<https://www.aplus.co.jp/>)

- 利用目的
カードローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■株式会社ジャックス(URL:<https://www.jaccs.co.jp/>)

- 利用目的
カードローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■SMBCファイナンスサービス株式会社

- (URL:<https://www.smfc-fs.co.jp/>)
- 利用目的
カードローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・家族構成・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・所在地・電話番号・資本金・従業員数・営業内容・所属部署・勤続年数・年収)
- 提供手段
ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■株式会社クレディセゾン

- (URL:<https://www.saisoncard.co.jp/>)
- 利用目的
フリーローンの保証業務

●情報提供の内容

氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・住居の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・業種・所在地・電話番号・職業・役職・従業員数・勤続年数・税込年収)

●提供手段

ローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書による

■オフィス・メディア株式会社

- 利用目的
配当金領収書袋詰処理
- 情報提供の内容
氏名・住所・出資金額・配当金額・振替口座番号
- 提供手段
年1回出力帳票による

■アクサ生命保険株式会社

- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号
勤務先について(名称・事業内容・職務内容・勤続年数・税込年収)
- 提供手段
保険申込書一式

■三井住友海上あいおい生命保険株式会社

- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号
勤務先について(名称・事業内容・職務内容・勤続年数・税込年収)
- 提供手段
保険申込書一式

■オリックス・クレジット株式会社

- (URL:<https://www.orixcredit.co.jp/>)
- 利用目的
フリーローンの保証業務
- 情報提供の内容
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・住所の状況(自己所有、借家等の別)・居住年数・勤務先についての情報(名称・業種・所在地・電話番号・職業・役職・従業員数・勤続年数・税込年収)
- 提供手段
ローン申込書兼保証委託申込書による

電子交換所における不渡情報の共同利用に当たっての公表文

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となつたときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となつた手形・小切手の振出人または引受人であるお客さまおよび当座取引開始をご相談されたお客さまの個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で後掲1に掲げる情報の還元や当座取引開設や貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申しあげます。

1. 共同利用する個人データの項目

不渡となつた手形・小切手の振出人(為替手形については引受人です。以下同じです。)および当座取引開設の依頼者に係る情報で、つぎのとおりです。

- (1)当該振出人の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書)
- (2)当該振出人について屋号があれば、当該屋号

(3)住所(法人であれば所在地)(郵便番号を含みます。)

(4)当座取引開設の依頼者の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書、屋号があれば当該屋号)

(5)生年月日

(6)職業

(7)資本金(法人の場合に限ります。)

(8)当該手形・小切手の種類および額面金額

(9)不渡報告(第1回目不渡)または取引停止報告(取引停止処分)の別

(10)交換日(呈示日)

(11)支払銀行(部・支店名を含みます。)

(12)持出銀行(部・支店名を含みます。)

(13)不渡事由

(14)取引停止処分を受けた年月日

(注)上記(1)～(3)に係る情報で、不渡となつた手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届け出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

(2)電子交換所の参加金融機関

3. 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称等

一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号 銀行会館

代表者氏名は、一般社団法人全国銀行協会のウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.zenginkyo.or.jp/privacy/#c17175>)

2. 共同利用者の範囲

- (1)電子交換所(全国銀行協会)

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

1. 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
2. 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
3. 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに警視庁の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

共立信用組合は、地域の皆様との心と心のふれあいを大切に、共存共栄を旨としたきめこまかなる金融等のサービスを通じて、地域になくてはならない組合となるため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

この方針を通じて、より一層お客さまのお役に立ち、親しまれる
"Shinkumi Bank きょうしん" として、役職員一同、全力を尽くしてまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまの立場に立ち、お客さま本位の金融商品やサービスの提供をしてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

法令等を遵守し、誠実かつ公正に努め、お客さまの不利益にならないよう、適切な管理に努めてまいります。

3. 手数料等の明確化

お客さまにご負担していただく手数料やその他費用については、お客さまにご理解いただけるよう丁寧にご説明いたします。

4. お客さまにふさわしいサービスと必要な情報提供

お客さまに金融商品やサービスを提供するにあたり、取引条件やリスクについて、分かりやすくご説明いたします。

5. 職員への動機づけ・ガバナンス体制

心と心の繋がりで、『お客さまにとって最高のパートナー』となれるよう、信頼に応えられる職員育成に努めてまいります。

以上

『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』成果指標

項目(信頼のバロメーター)		令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
組合員数の推移	名	31,704	31,930	31,953
預金残高の推移	百万円	165,884	165,573	164,808
定積世帯数の推移	世帯	12,598	12,636	12,360
融資残高の推移	百万円	84,059	80,876	80,563

◇当組合は投資信託やデリバティブ商品等、お客さまに損失を与える可能性のあるリスク商品(※)の取扱はしておりません。

また、金融商品の組成にも携わっておりません。

※リスク商品:運用期間中の金利変動や価格変動、為替相場の変動により、将来のリターンが変動し、状況によって元本割れとなる可能性のある商品を指します。

◇本取組方針は必要に応じて見直しを行ってまいります。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【 窓口：共立信用組合 業務部 】

電 話 : 03-3762-7777

受 付 日 : 月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く）

受 付 時 間 : 午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただかずか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.kyouritsu.shinkumi.co.jp/>

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記共立信用組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【 窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 】

受 付 日 : 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受 付 時 間 : 午前9時～午後5時

電 話 : 03-3567-2456

住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

（全国信用組合会館内）

主な沿革

A

昭和53年	4月 2信用組合が合併、共立信用組合として発足 バロースB1860型コンピュータ導入 融資三科目・本部業務オフライン稼働	3月 第4回地区懇談会開催(ブロック毎3回) 7月 第6回評議員会開催 9月 年金個別相談会開催
昭和54年	4月 預金オンライン稼働 3月 大岡山支店改築	10月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催 第47回全国信用組合大会において、「(社)全国信用組合中央協会・全国協同組合連合会より「しんくみメンバーズファースト運動・優秀賞」を授与
昭和55年	5月 融資三科目オンライン稼働(総合オンライン完成)	11月 第7回ビジネスマッチング交流会及び第1回物産展開催
昭和56年	12月 六郷支店開店	3月 第5回地区懇談会開催(ブロック毎3回)
昭和57年	11月 しんくみ為替オンライン稼働	4月 大岡山支店新築開店
昭和59年	8月 全銀為替データー通信システム加入	7月 第7回評議員会開催
昭和60年	1月 ATM(現金自動預金支払機)稼働 10月 カードローン取扱開始	9月 年金個別相談会開催
昭和61年	7月 蒲田支店開店	10月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催
昭和62年	7月 年金友の会“共和会”発足	11月 第8回ビジネスマッチング交流会及び第2回物産展開催
昭和63年	5月 中延駅前支店改築	3月 第6回地区懇談会開催
平成3年	3月 洗足池支店仮営業所および独身寮建築 4月 田中理事長「敷五等瑞宝章」授章	6月 第8回評議員会開催
平成4年	5月 洗足池支店改築	9月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催
平成5年	6月 本店外壁改修工事完成	10月 きょうしん創立60周年特別企画「感謝の集い」開催
平成9年	9月 旧本店敷地に車庫・事務所建築	11月 第9回ビジネスマッチング交流会及び第3回物産展開催
平成10年	1月 自営オンラインから信用組合共同センター(SKC)へ加盟	3月 第7回地区懇談会・税制改正セミナー開催
平成11年	8月 サーバークライアントシステム導入(補完システム) 10月 監査法人センチュリー(現 新日本監査法人)による外部監査を導入	10月 創立60周年記念 チャリティーゴルフコンペ開催
平成12年	4月 郵貯提携取扱開始 7月 ホームページの開設	11月 第10回ビジネスマッチング交流会及び第4回物産展開催
平成13年	10月 デビットカード取扱開始	3月 第8回地区懇談会・税制改正セミナー開催
平成14年	7月 全店舗ATMコーナー自動化完了 4月 大栄信用組合の全事業を譲り受けする	7月 公金バーコード収納サービス取扱い開始 東京都と東京都信用組合協会の連携による創業支援融資取扱い開始
平成15年	6月 東京富士信用組合の全事業を譲り受けする 6月 外部監査人をあざさ監査法人に変更	8月 創業サポート無担保ローン「はじまるくん」取扱い開始
平成16年	12月 設立50年を迎える 3月 蒲田支店と梅屋敷支店を統合、蒲田支店は梅屋敷支店住所へ移転 旧蒲田支店はあやめ橋出張所となる	9月 為替集中システム取扱い開始
平成17年	11月 第1回ビジネスマッチング交流会開催 12月 決済用預金の取扱開始	11月 第9回評議員会開催
平成18年	3月 経営セミナー開催 6月 第1回評議員会開催	3月 第9回地区懇談会・特殊詐欺被害防止対策セミナー開催
平成19年	11月 第2回ビジネスマッチング交流会開催 2月 第1回地区懇談会開催(ブロック毎4回)	4月 車田会長「旭日双光章」授賞
平成20年	7月 第3回評議員会開催 年金セミナー・個別相談会開催	6月 第10回評議員会開催
平成21年	9月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催 10月 第2回顧客満足度アンケート実施 11月 故 田中会長「お別れの会」開催 第4回ビジネスマッチング交流会開催	8月 矢口支店新築開店
平成22年	3月 第2回地区懇談会開催(ブロック毎2回) 7月 第4回評議員会開催 年金セミナー・個別相談会開催	3月 第10回地区懇談会・特殊詐欺被害防止対策セミナー開催
	9月 中小企業会計啓発・普及セミナー開催 10月 火災予防協力に対し東京消防庁より感謝状を授与 11月 車田理事長「黄綬褒章」授章 第5回ビジネスマッチング交流会開催	6月 第11回評議員会開催
	3月 第3回地区懇談会開催(ブロック毎2回) 7月 年金セミナー・個人相談会開催 第5回評議員会開催	8月 インターネットバンキング取扱い開始
	10月 中小企業経営者事業承継セミナー開催 11月 第6回ビジネスマッチング交流会開催 (七島信組の取引先3社、青森県信組の取引先1社、東京商工会議所、人材・能力開発部が初参加)	11月 糜谷支店ATM1台追加(設置台数合計2台)
	1月 東京地域金融フォーラムにおけるビジネスマッチング事例発表に対し関東財務局長より「地域密着型金融顕彰状」を授与 2月 車田理事長「東京都信用組合協会会長」に就任 3月 懸賞金付定期預金「メンバーズプレミアム」抽選会開催	3月 第11回地区懇談会・メーカー・マッチングサービスセミナー開催
		6月 第12回評議員会開催
		10月 消防業務の貢献に対して東京消防庁より感謝状を受領
		3月 第12回地区懇談会・セミナー(相続に関する基礎知識)開催
		6月 第13回評議員会開催
		7月 蒲田支店新築開店
		9月 65周年記念誌「65年のあゆみ」発刊
		11月 東京消防庁より感謝状を授与
		3月 第13回地区懇談会
		6月 第14回評議員会開催
		9月 社内ネットワークと外部ネットワークの完全分離化
		10月 日本赤十字社より金色有功章を授与
		1月 東京商工会議所より地域社会の発展の功績に対し感謝状を授与
		2月 糜谷支店・雑色支店 屋上・外壁・内装回収工事完了
		3月 大田区保護観察協会より更生保護活動の貢献について感謝状を授与
		4月 田中理事長「旭日双光章」受章
		6月 外部監査法人をみのり監査法人に変更
		7月 前の浦支店新築開店
		11月4日 小切手・手形の電子化に伴い電子交換所参加する。
		5月 「メリットのある脱炭素を紹介するセミナー」開催
		6月 70周年記念として「ホテル雅叙園東京にて総代会及び評議員会を開催」
		11月15日 東京消防庁より火災予防・人命安全対策の貢献による感謝状を授与
		12月8日 創立70周年の記念品を来店したお客様へ贈呈
		2月29日 きょうしん創立70周年記念定期預金獲得金額の0.02%、1,406,562円を大田区の社会福祉事業へ寄付する
		3月22日 第14回地区懇談会開催

きょうしん年金友の会「共和会」

共立信用組合で年金を受給されている皆様の会です。
会長を中心に各支部の幹事の皆様で運営されています。
会員相互の親睦と福祉の増進を図り、健康で元気な日々をお過ごし頂けるよう旅行をはじめ、各種行事を実施しております。

■入会手続きはどうすれば?

共立信用組合の本支店にて、年金受給口座をご指定頂ければ、自動的に「共和会」の会員になります。



年会費等の負担はいっさいありません。

■「共和会」の会員になると何かメリットがありますか?
「共和会」の会員の皆様には8つの特典があります。

①長寿祝「選べる長寿祝い」

健康と長寿をお祝いして、77歳(喜寿)、80歳(傘寿)、88歳(米寿)、90歳(卒寿)、99歳(白寿)、100歳以上のお客様に「選べるギフト商品」をプレゼント。

②「寿・500」(優遇金利定期)

スーパー定期預金500万円(1年もの)まで、店頭表示金利に0.20%プラスされます。

③敬老の日プレゼント

当組合に年金を受給されているお客様に、感謝を込めて記念品(麺類セット)をお届けいたします。

④お誕生日プレゼント

当組合に年金を受給されているお客様のお誕生日月にプレゼントをお届けいたします。

⑤年金新規ご加入・ご予約・ご紹介者の方にもプレゼント

55歳から年金受給のご予約ができ、当組合担当者が責任をもって受給月までの管理をし、手続きのお手伝いをいたします。
(要予約申込み、裁定請求等)

⑥お楽しみ旅行

共和会会員の皆様には、日帰り、一泊二日旅行等に割安でお楽しみいただけます。

⑦「生活サポートサービス」無料相談

健康増進、介護関係サービス相談が無料で受けられます。

⑧交通傷害保険お見舞金

年金受給しているお客様ご本人が交通事故による怪我がもとで死亡された場合に、お見舞金をお支払いいたします。

皆様には上記8つの特典をご用意して「共和会」へのご入会をお待ちしております。

くみちゃんの縁結び

くみちゃんの縁結び
サイト開設

『くみちゃんの縁結び』は
都内信用組合が協力して行う
ビジネスマッチングサイトです。

「くみちゃんの縁結び」は
都内信用組合が協力して行う
ビジネスマッチングサイトです。

令和5年度はおかげさまで3件マッチングが成立しました。

当組合の行事など

A

成田山新勝寺初詣

実施日 令和6年1月24日

参加した143名のお客様は、館山いちご狩りセンターでいちご狩りを楽しんでいただきました。

4年振りに実施した成田山新勝寺初詣日帰り旅行に参加して頂いたお客様に感謝申し上げます。



第14回地区懇談会

実施日 令和6年3月22日

当組合は地域密着型金融推進計画のテーマとして、ガバナンスの強化を掲げ、その推進策として地域の皆様のご意見を幅広く経営者並びに総代会に反映させるために、意見交換会を提案しております。第14回地区懇談会は総勢106名の地域関係者の皆様がご出席くださいました。



入組式

令和5年4月3日(月)

令和5年度共立信用組合入組式



創業時の資金相談会

公益財団法人大田区産業振興協会との共催により「創業時の資金相談会」開催

日 時 令和6年3月11日(月) 14時30分から

場 所 大田区産業プラザ(Pio) 6階「C会議室」



主催：共立信用組合 共催：公益財団法人大田区産業振興協会

創業時の資金相談会

「創業にかかる資金の相談をしたい」「創業間もないが、資金調達のノウハウを得たい」「創業した後のことを相談したい」など、セミナーと個別相談会の二部制です。
参加料は無料！皆様のご参加をお待ちしています！！

日 時：2024年3月11日(月) 14:30～16:00

第1部 14時30分～15時：「創業時資金調達の極意！」
講 師：(公財)大田区産業振興協会 創業相談員 杉本 幸雄氏

第2部 15時～16時：個別相談会
相談員：共立信用組合、(公財)大田区産業振興協会の創業相談員

場 所：大田区産業プラザ(Pio) 6階「C会議室」
(東京都大田区南端田1-20-20 京浜急行線「京急蒲田駅」徒歩3分)

参 加 費：無料(定員20名程度 先着順)

申込方法：下記申込書をFAX(03-3733-6459)
または以下の大田区産業振興協会ホームページから申し込みください。
ホームページ URL: <http://www.pio-ota.jp/>

当組合における総代会及び総代についてのお知らせ

■ 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。

信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数31,953名(令和6年3月末現在)と多数のため、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、中小企業等協同組合法ならびに定款の定めるところにより、「総代会」制度を採用しております。

総代会は、総会と同様に、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。

総代会では、決算や事業活動等の報告がおこなわれるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。

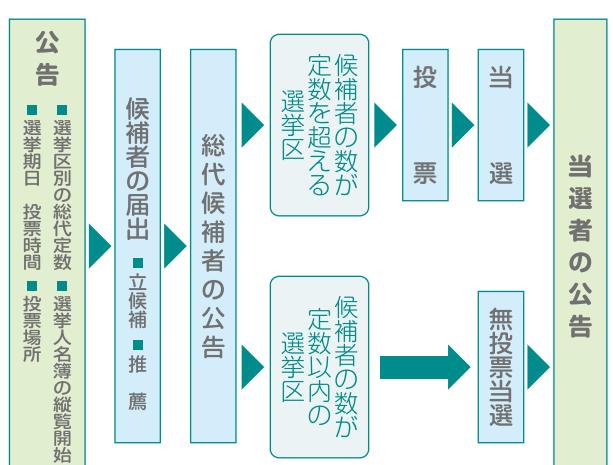
総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

■ 総代の選任方法、任期、定数 等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款および総代選挙規約に基づき、選挙区ごとにその選挙区に所属する組合員のうちから、公正な選挙を行い選任され、任期は3年となっております。

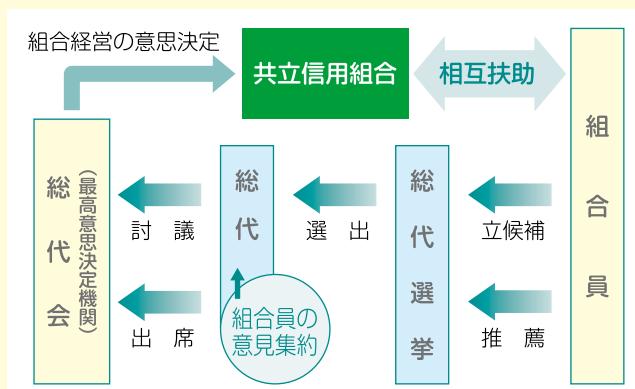
総代定数は、「100人以上130人以内」と定款で定めており、令和6年6月21日現在、総代数は125人です。

総代の定年は85歳(就任時)と定めてあります。



総代選挙区及び総代数 令和6年6月21日現在

選挙区	対象地区・営業店	総代定数	総代数
第一地区	本店営業部、大森支店、平和島支店、前の浦支店 の所轄地域	37名	37名
第二地区	糀谷支店、六郷支店、蒲田支店、雜色支店 の所轄地域	35名	35名
第三地区	矢口支店、洗足池支店、武藏新田支店、西蒲田支店 の所轄地域	30名	29名
第四地区	大岡山支店、中延駅前支店、用賀支店、戸越支店 の所轄地域	28名	24名



当組合では、総代会に限定することなく、多くの組合員と地域の皆様のご意見を経営並びに総代会に反映させるために評議員会、地区懇談会の実施やアンケート調査を行うとともに日常の営業活動を通じて、組合員並びに地域の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

- 第47回通常総代会、令和6年6月21日午後2時00分より本店4階会議室にて開催されました。当日は総代125名のうち、議決事項、第1号議案から第4号議案及び第6号議案、第7号議案、出席113名（うち、本人出席78名、書面議決出席20名、委任状提出15名）議決事項、第5号議案、出席113名（うち、本人出席78名、委任状提出35名）のもと行われ、結果は下記の通りとなりました。

報告事項

第46期(令和6年3月31日現在)事業報告書及び貸借対照表並びに第46期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)損益計算書報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 第46期剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 第47期(令和6年度)事業計画及び収支予算案承認の件 |
| 第3号議案 | 借入金最高限度額案承認の件 |
| 第4号議案 | 定款第15条3号による脱退の件 |
| 第5号議案 | 理事・監事任期満了に伴う改選の件 |
| 第6号議案 | 理事及び監事の報酬等枠承認の件 |
| 第7号議案 | 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件 |

以上の7議案について、全てご承認をいただきました。

■ 総代

令和5年3月に行われた第16回総代選挙により、総代130名が選任されており、任期は令和8年4月9日となっています。



総代のご紹介

■ 総代のご紹介

令和6年6月21日現在（敬称略、五十音順）

第1区 37名

本店営業部	戌亥 友久 ⑦	岩井 泉 ⑦	大橋 満 ②	加藤 進弘 ④	神谷 浩一 ①	島田 直人 ③	田中 隆治 ②
富田 記佳 ⑦	萩原 威一郎 ⑦	福田 勇 ②	古市 尚久 ②	古橋 正曠 ⑦	密本 泰之 ⑦	宮本 信之 ②	
森田 昌博 ④	守屋 いつ子 ②	守矢 義衛 ⑦	山田 恵一 ⑦	吉野 隆重 ⑦			
大森支店							
伊藤 重行 ⑦	大塚 政行 ②	奥島 信明 ②	田中 郭之 ⑤	綱島 昭良 ⑦	茨田 尚 ⑥	平林 淳志 ③	
平林 伸元 ②	福本 寅晶 ②	福本 博之 ①					
平和島支店							
島田 輝夫 ②	田中 亮 ②	平林 専太郎 ⑦	福本 義一 ⑤	湯本 良一 ③			
前の浦支店							
伊東 賢 ①	奥島 忠史 ④	須山 物一 ②					

第2区 35名

糀谷支店	石井　喜明 ③	小田川　甫安 ⑦	神山　晃 ③	川添　一郎 ③	木村　繁 ⑤	佐藤　光男 ⑦	鈴木　康之 ②
高澤　博嗣 ③	富田　ヨネ子 ⑦	鳥海　明 ⑥	野水　昭 ④	原口　薩男 ⑦	細田　俊男 ④	松原　浩史 ②	
松原　茂登樹 ②	吉澤　武人 ④						
六郷支店							
相澤　一夫 ②	石原　篤 ⑦	石原　雅之 ⑤	川田　美佐子 ④	齊藤　玲子 ①	鈴垣　幸子 ④	林　幹也 ②	
蒲田支店							
上野　房美 ①	江波　洋子 ⑦	大島　一意 ⑦	河口　宏一 ②	嶋田　栄次郎 ⑦	原　利夫 ①	藤田　知孝 ②	
松田　真 ④	三井　晃一 ②						
雑色支店							
島　邦里 ⑦	多田　弘一 ①	渡辺　敏夫 ⑦					

第3区 29名

矢口支店	内田 末雄 ⑤	大西 明雄 ⑦	藏方 康光 ⑦	小林 範明 ③	佐藤 哲朗 ②	塙澤 一好 ⑥	城埜 洋文 ⑦
鈴木 壽一 ⑦	道具 辰夫 ②	仲野 明 ③	福井 雅人 ①	吉田 昌義 ③			
洗足池支店							
青木 康夫 ②	上野 雄一 ④	大恵 雅文 ②	加藤 勉 ③	小林 茂 ④	斎藤 サト ⑦	豊田 大八 ④	
諸星 有浩 ②	横山 心一 ④	渡辺 亞紀夫 ⑦					
武藏新田支店							
菊地 勝昭 ⑦	小泉 卓弥 ②	新妻 清和 ⑦	広瀬 安宏 ④				
西蒲田支店							
小越 康一 ①	武市 和久 ①	中谷 鶴香 ②					

第4区 24名

(注1)氏名の後に、平成17年以降(事業統合後)の就任回数を記載しております。

■ 総代 職業別・年齢・業種構成

総代の職業別構成比

職業区分	構成比
法人役員	70.7%
個人事業主	27.7%
個人	1.6%
合計	100.0%

総代の年齢別構成

年代	構成比
40代	3.2%
50代	14.4%
60代	24.0%
70代	33.6%
80代	24.8%
合計	100.0%

総代の業種構成

業種	構成比
製造業	16.5%
建設業	9.1%
運輸業	0.8%
卸・小売業	18.2%
不動産業	43.0%
サービス業	11.6%
その他	0.8%
合計	100.0%

*業種別の構成比は法人役員
及び個人事業主に限る。

商品案内

総合口座

お預け入れ期間：出し入れ自由
お預け入れ金額：1円以上

一冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。給与、年金、配当金の自動受取、公共料金の自動支払などの便利なサービスをご利用いただけます。セット定期預金・定期積金の90%（最高200万円）まで自動融資がご利用になれます。

普通預金

お預け入れ期間：出し入れ自由
お預け入れ金額：1円以上

日常の出し入れを始め給与、年金、配当金の自動受取、公共料金の自動支払などにご利用ください。お引き出しは、キャッシュカードが便利です。

当座預金

お預け入れ期間：出し入れ自由
お預け入れ金額：1円以上

商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。

納税準備預金

お預け入れ期間：入金は自由
引き出しが納税時
お預け入れ金額：1円以上

計画的な納税資金の準備にご利用ください。利息には税金がかかりません。

通知預金

お預け入れ期間：7日以上
お預け入れ金額：10,000円以上

まとまったお金の短期間の運用に最適な預金です。お引き出しの2日前にご通知をいただきます。

財産形成一般住宅年金預金

お預け入れ期間：
一般預金……積立期間3年以上
住宅預金……積立期間5年以上
年金預金
お預け入れ金額：1,000円以上

勤務先の財産形成制度を通じ、給料やボーナスから天引きをする預金です。
財形住宅預金と財形年金預金を合わせて、元金、利息合計550万円までは非課税です。

金利上乗せ型普通預金「グッドライフ」

お預け入れ期間：出し入れ自由
お預け入れ金額：1円以上

当組合の営業地域に居住する年齢が満70歳以上の個人の方
2018/2/6現在 0.011%（金利情勢により変動）

定期預金

今すぐお使いにならない余裕金、ボーナスなどのまとめたお金を有利に増やす預金です。

大口定期預金

お預け入れ期間：1ヶ月～5年
お預け入れ金額：1,000万円以上

最低預入額が1千万円で、利率は市場金利を参考にして決められます。預入期間が1ヶ月から5年以内と幅広いため、大口資金の運用にギリギリお応えします。

スーパー定期預金

お預け入れ期間：1ヶ月～5年
お預け入れ金額：1,000円以上

利率は市場金利を参考に決定されます。満期日に自動的に継続する自動継続定期もあります。預入金額は300万円未満と300万円以上にわかれます。

期日指定定期預金

お預け入れ期間：据置期間……1年
最長預期間……3年
お預け入れ金額：1,000円以上
300万円未満

有利さと便利さをかなそなえた定期預金です。利息は1年ごとの複利計算。1年据置き後なら、1ヶ月前の連絡で自由に満期日を指定、元金の一部（一万円以上）引き出しができます。

“寿500”定期預金

お預け入れ期間：1年
お預け入れ金額：500万円以下

当組合で年金をお受取りの方にかぎり店頭表示金利プラス0.20%でご契約いただけます。

相続定期預金

お預け入れ期間：1年
お預け入れ金額：10万円以上

個人で（相続人限定で）相続資金を原資とする
店頭表示金利プラス0.15%

定期積金

お預け入れ期間：6ヶ月～5年
お預け入れ金額：1,000円以上

大きな夢や計画を実現させるために、毎月一定額を積立てていただく預金です。
利率は市場金利を参考に決められます。

定期積金「すくすく」

お預け入れ期間：3年
お預け入れ金額：14,000円

3歳未満の子、孫がいらっしゃる世帯。
子育て支援、おむつ進呈。



個人向け融資のご案内

フリーローン

ご融資額：1,000万円以下
ご融資期間：10年以内

お使いみちは自由。事業資金は除きます。

カーライフローン

ご融資額：1,000万円以下
ご融資期間：10年以内

自家用車の購入資金および修理、車検費用として。

住宅ローン

ご融資額：10,000万円以下
ご融資期間：35年以内

お住まいの購入、新築資金および居住用土地の購入資金として。

リフォームローン

ご融資額：10,000万円以下
ご融資期間：35年以内

お住まいの増改築資金として。

奨学ローン

ご融資額：1,000万円以下
ご融資期間：15年以内

教育資金として。

カードローン

ご融資額：30万円 50万円 100万円 150万円 200万円
250万円 300万円 400万円 500万円

ご融資期間：1年自動更新

カードでローンがご利用でき、お使いみちは自由。

事業者向け融資のご案内

割引手形

一般商業手形の割引による資金化として。

手形貸付

運転資金等短期の事業資金として。

証書貸付

設備資金等長期の事業資金として。

当座貸越

ご契約により当座預金の残高不足の際に自動融資のご利用として。

都・区制度融資

東京都・各区による各種制度融資のお取扱い。

代理貸付等

全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、住宅金融支援機構、中小企業基盤整備機構等のお取扱い。

「スクラム」

日本政策金融公庫との協調融資

「女性若者シニア創業サポート」

地域創業アドバイザーが連携し
創業を支援

「創業サポートローンはじまるくん」

創業者に対して創業支援

「ソーシャルビジネス支援資金Bridge(かけ橋)」

保育サービス事業、介護サービス事業として
社会的課題の解決を目的とする事業資金として

「きょうしんビジネスローンリテール500」

株式会社クレディセゾンの保証
が受けられる法人

主要な事業の内容

■ 為替・サービス業務

キャッシュカードサービス	カード1枚で、全国の提携先金融機関の自動機でお引き出しや残高照会ができます。
デビットカード	キャッシュカードでジェイデビットカード加盟店にてお買物ができます。
公共料金等自動支払サービス	月々の公共料金や各種税金、保険料等を、あなたの口座から自動的にお支払いします。手続きは簡単です。
内国為替	全国どの金融機関へも確実・安全にお振込みいたします。また、手形や小切手の取立てなどスピーディーにお取り扱いします。
年金自動受取りサービス	各種年金のお受け取り日に、あなたの預金口座へ自動的に振込まれます。
インターネットバンキング	インターネット接続環境のあるパソコンやスマートフォンを使ってお客様の登録した利用口座の残高照会や入出金明細照会サービス、また当船合本支店および他の金融機関への振込ができる便利なサービスです。

給与振込	給与やボーナスが、会社から直接あなたの口座に振込まれます。
国債の窓口販売	国債の窓口販売を取り扱っています。
貸金庫	お客様の大切な預金証書や重要書類、宝石などの貴金属を火災、盗難からお守りし、安全に保管いたします。
株式払込	会社の設立や増資の際の株式や出資の払込金の受入を取り扱っています。
クレジットカード	JCBカード、三井住友VISAカード、UCカード、しんくみピーターパンカード、三愛UFJカード、オリエントコーポレーションカード他提携先。

■ 各種手数料

項目		手数料	項目		手数料
預 金 関 係	小切手帳発行	1冊(50枚綴り) 660円	振 込 為替関係	本支店宛のもの	5万円未満 220円
	約束手形帳発行	1冊(25枚綴り) 550円		5万円以上 440円	
	マル専当座開設	割賦販売通知書 通につけ 3,300円		他窓口扱い	5万円未満 550円
	マル専手形用紙	1枚につけ 550円		5万円以上 770円	
	自己宛小切手発行	1枚につけ 660円		文書扱い (付帯物件付)	5万円未満 440円
	通帳・証書再発行	1枚につけ 1,100円		5万円以上 660円	
	キャッシュカード再発行	1枚につけ 1,100円		ATM扱い	本支店宛手数料振込時間 外はカッコ内となります 電信 110円(220円)
	ローンカード再発行	1枚につけ 1,100円		5万円以上 330円(440円)	
	返済明細書再発行	1枚につけ 220円		他行宛手数料振込時間 外はカッコ内となります 電信 330円(440円)	
	住宅取得控除用証明書発行	1枚につけ 330円		5万円以上 550円(660円)	
融 資 関 係	利息支払い証明書発行	1通につけ 330円		振込時間外は、平日・土曜日は18時以降。日曜日・祝日の終日。	
	火災保険質権設定	1枚につけ 1,100円		同一店内	5万円未満 0円
	新規設定(1件につき)	33,000円		5万円以上 0円	
	変更・追加設定 (1件につき)	11,000円		本支店宛のもの	5万円未満 110円
	抹消立会い (1抹消案件につき)	11,000円		5万円以上 220円	
	(追加設定、分割、順位変更、債務者変更、極度額変更、担保抹消(一部抹消含む))			他行宛のもの	5万円未満 110円
	不動産担保事務取扱手数料			5万円以上 330円	
	新規設定(1件につき)	33,000円		代金取立	電子交換所加入金融機関以外のもの1件につき 1,100円
	変更・追加設定 (1件につき)	11,000円		振込組戻し	1件につき 880円
	抹消立会い (1抹消案件につき)	11,000円		取扱手形組戻し	1件につき 1,100円
その 他	各種ローン線上げ返済・条件変更手数料(証書貸付)	全額繰上げ返済(1件につき) 融資日より3年末満 債務残高×1.5% 融資日より3年以上5年末満 債務残高×1.0% 融資日より5年以上 債務残高×0.5% 一部繰上げ返済(1回につき) 5,500円 条件変更(1回につき) 5,500円	各種記録請求 でんさいネット	依頼返却	1件につき 1,100円
	ATM利用	別に定める		不渡手形返却	1件につき 1,100円
	キャッシングサービス利用	クレジットカード利用のもの 110円		異議申立て取扱	1件につき 5,500円
	貸金庫サービス利用(一般)	6,600円		基 本 料	受取譲渡・割引のみご利用のお客様 債務者として利用しない 0円
	貸金庫サービス利用(自動)	年間1個につき 9,900円~13,200円		受取・譲渡・割引に加え、発生記録をご利用のお客様 債務者として利用(1年分を前払い) 13,200円	
	貸金庫鍵カード紛失再発行	1個につき 鍵本体交換費用(実費)1,100円		発生記録(本支店宛)	1件につき 440円
	国債口座管理	年間1件につき 1,320円		発生記録(他行宛)	1件につき 880円
	残高証明発行	1通につき 550円		譲渡・分割記録(本支店宛)	1件につき 440円
	インターネットバンキング年間基本料金	無料		譲渡・分割記録(他行宛)	1件につき 880円
	個人データ開示	取引明細 10年以内 1,100円 10年超 3,300円 それ以外 一項目ごと 1,100円		保証記録	1件につき 880円
円 貨 両 替	硬貨での入金、振込、納税等を行う場合	501枚以上から500枚毎に 330円		変更記録	1件につき 880円
				その他記録	1件につき 880円
				開示手数料	330円
				口座間送金決済手数料(本支店宛)	5万円未満 220円 5万円以上 440円
				口座間送金決済手数料(他行宛)	5万円未満 550円 5万円以上 770円
				残高証明書発行手数料 (1件につき) 定例発行	都度発行 3,300円 定期例発行 1,320円

※汚損・破損した紙幣、硬貨及び記念硬貨の交換は無料。
※新券への両替は、両替カード、キャッシュカードの提示により50枚まで無料。
但し、51枚以上となる両替もしくは、カード無しの場合は窓口手数料となります。

■ ATM取扱時間 及び 各金融機関手数料

曜日	取扱時間	当組合本支店	信用組合*1	セブン銀行	他金融機関	ゆうちょ銀行
平日	8:00 ~ 8:44	無料	220円	110円	220円	220円
	8:45 ~ 18:00	無料	110円	110円	110円	110円
	18:01 ~ 21:00	無料	220円	110円	220円	220円
土曜日	8:00 ~ 8:44	無料	220円	110円	220円	220円
	8:45 ~ 9:00	無料	110円	110円	110円	220円
	9:01 ~ 14:00	無料	110円	110円	110円	110円
	14:01 ~ 18:00	無料	110円	110円	110円	220円
	18:01 ~ 21:00	無料	220円	110円	220円	220円
日祝日	8:00 ~ 21:00	無料	220円	110円	220円	220円

*1 都内・全国の信用組合の一部提携先で、且つ下記時間内の出金手数料は無料となります。

平日 8:45~18:00 土曜日 9:01~14:00

(詳しくは窓口にお問い合わせください)

■ 貸借対照表(資産の部)

(単位:千円)

科 目	令和4年度末	令和5年度末		
資産の部				
現 金	1,432,585	1,647,728		
預 け 金	58,324,118	55,584,342		
有 債 証 券	35,234,626	34,083,928		
国 地 方 短 期 社 株 そ の 他 の 証 券	債 債 債 債 債 式	111,980 4,374,733 一 23,150,110 549,095 7,048,705	108,910 3,716,642 一 24,369,641 561,156 5,327,578	
貸 出 金		80,876,259	80,563,460	
割 手 形 証 書 当 座	引 手 貸 貸 貸 越	形 付 付 貸 越	180,628 1,619,444 78,734,264 341,922	146,111 2,572,130 77,478,856 366,362
そ の 他 資 産		1,442,834	1,730,438	
未 決 済 為 替 全 信 組 連 出 資 金 前 払 費 用 未 収 収 益 そ の 他 の 資 産	替 貸 用 金 用 金 益 產	15,343 1,072,000 36,457 203,133 115,900	53,368 1,072,000 16,074 199,099 389,896	
有 形 固 定 資 產		4,423,849	4,427,461	
建 土 一 施 設 そ の 他 の 有 形 固 定 資 產	物 地 資 產 估 勘 定	1,370,298 2,907,753 一 一	1,319,685 2,907,753 一 一	
無 形 固 定 資 產		46,203	40,963	
ソ フ ト ウ イ ア の れ ん リ 一 施 資 產 そ の 他 の 無 形 固 定 資 產	ア ク シ ョ ン 一 施 資 產	20,705 一 一	15,466 一 一	
前 払 年 金 費 用		56,314	79,023	
繰 延 稅 金 資 產		1,961	—	
再 評 価 に 係 る 繰 延 稅 金 資 產		—	—	
債 務 保 証 見 返		54,279	45,542	
貸 倒 引 当 金		△ 1,134,377	△ 1,102,640	
(う ち 個 別 貸 倒 引 当 金)		(△ 333,780)	(△ 332,722)	
合 計		180,758,654	177,100,250	

■ 会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書等の計算書類については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■ 財務諸表の正確性、内部監査の有効性に対する経営者責任の明確化について

財務諸表の正確性、内部監査部門がその適正性・有効性についての確認方法を取り決め、それを確實に実施しております。

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第46期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認致しました。

令和6年6月21日
共立信用組合

理事長 因中 敏夫

財務諸表 1

■ 貸借対照表(負債・純資産の部)

(単位:千円)

科 目	令和4年度末	令和5年度末
負債の部		
預 金 積 金	165,573,689	164,808,065
当 座 預 金	3,259,408	2,474,957
普 通 預 金	62,577,350	64,197,283
貯 蓄 預 金	—	—
通 知 預 金	126,259	194,099
定 期 預 金	89,365,238	87,979,005
定 期 積 金	9,958,278	9,778,815
そ の 他 の 預 金	287,155	183,904
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	3,200,000	—
借 入 金	—	—
当 座 借 越	3,200,000	—
再 割 引 手 形	—	—
そ の 他 負 債	454,233	504,716
未 決 済 為 替 借 借	17,587	54,021
未 払 費 用	30,021	27,522
給 付 補 填 備 金	1,184	1,007
未 払 法 人 税 等	60,536	70,880
前 受 収 益	25,233	33,982
払 戻 未 済 金	19,655	20,748
職 員 預 り 金	197,798	196,304
資 産 除 去 債 務	36,690	36,690
そ の 他 の 負 債	65,524	63,558
賞 与 引 当 金	70,000	75,000
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	169,613	187,574
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	4,435	4,385
偶 発 損 失 引 当 金	1,450	1,455
建 物 等 除 却 損 失 引 当 金	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	11,025
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	334,514	334,514
債 務 保 証	54,279	45,542
負 債 の 部 合 計	169,862,215	165,972,279
純資産の部		
出 資 金	3,578,257	3,604,049
普 通 出 資 金	1,878,257	1,904,049
優 先 出 資 金	—	—
そ の 他 の 出 資 金	1,700,000	1,700,000
利 益 剰 余 金	6,488,973	6,660,544
利 益 準 備 金	1,703,000	1,753,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,785,973	4,907,544
特 別 積 立 金	3,378,302	3,378,302
(うち経営強化積立金)	(2,330,000)	(2,330,000)
(うち価格変動積立金)	(722,492)	(722,492)
(うち事務機械化積立金)	(125,810)	(125,810)
(うち建物修繕積立金)	(200,000)	(200,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,407,671	1,529,242
組 合 員 勘 定 合 計	10,067,231	10,264,593
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 6,140	28,029
土 地 再 評 価 差 額 金	835,348	835,348
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	829,207	863,377
純 資 産 の 部 合 計	10,896,439	11,127,970
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	180,758,654	177,100,250

財務諸表 2

（貸借対照表注記事項）

(1) 計載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位末満を切り捨てて表示しております。

(2) 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、たゞし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金を「再評価に係る課税延滞税負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地の再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 414百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,584百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年
その他の有形固定資産 5年～6年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方法の変更)

当組合は、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)を除す。

(5) 債券引当金額は、予め定めたる償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士監修・銀行等監査特別委員会報告第4号(銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当額)の監査に於ける実務指針「令和4年4月14日」に規定する正常先債権及び注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3ヶ月の予想損失額を見込んで計算しており、予想損失額は、1年間又は3ヶ月の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込額等必要な修正を加えて算出しております。破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の区分可能見込額及び回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認めると判断される額を計上しております。破綻先債権及び正常先債権に相当する債権については、債権額から担保の区分可能見込額及び回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、當業間連部署の協力の下に資産整定部が資産査定を実施しております。

(6) 債券引当金は、従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。

(7) 遺贈給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に係る会計基準」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の近年金財政計算上の数理債務をもって遺贈給付債務を算定する方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。当事業年度の計算の結果、遺贈給付引当金が借方残高となっている為、前払資金を資産の部に計上しております。

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の提出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないが、当該企業年金制度への提出額を費用処理しております。

当該企業年金制度に関する事項は次の通りです。

(1) 制度全体の構立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額 219,079百万円

年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 216,116百万円

差引額 2,962百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金割出割合

(令和4年4月分～令和5年3月分) 1,213%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094

百万円及び別途積立14,056百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は定期引当1年の元利均等償却であり、当組合の計算書類上、当該償却に充てられる特例償却15億円を預金處理しております。

なお、特例償却の額がかかるため定められた掛金率を掛金率の標準給与との額に算じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

(8) 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 遺贈給付引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えたため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 債券発損引当金は、信保証協会との責任共存制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

(11) 受益の計上方法について、役務報酬等収益は役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取扱等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及び他の他の役務取扱いかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足される為、原則として、一時点で収益を認識しております。

(12) 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る税対象外外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(13) 有形固定資産の減価償却累計額 2,568百万円

(14) 有形固定資産の会計記帳額 48百万円

(15) 同組合による年金金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」の中未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準する債権額 409百万円

危険債権額 1,731百万円

三ヶ月以上延滞債権額 一百百万円

貸出条件緩和債権額 439百万円

合計額 2,579百万円

破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化した契約に従った債務の元の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で、更生債権及びこれらに準する債権に該当しないものであります。

三ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権並びに三ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。

(16) 手形割引は業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取扱として処理しております。これにより受け入れた銀行引出手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,467百万円であります。

担保提供している資産 損益引当金 6,000百万円

担保資産に対する債務 借用金 一百百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取扱いのために預け金2,561百万円を担保提供しております。

(17) 出資1口当たりの純資産額 2,922円18銭

(18) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行

っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金であります。

有価証券は主に債券であり、保有目的はその他有目的となっておりまます。これらは銀行の信用リスク及び、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、融資負債はお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品によるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は「信用リスク管理制度」並びに「貸付規程」に従い、貸出金について個別債務ごとの与信審査、与信限度管理、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は各営業店のほか融資部によつて行われ、定期的に融資委員会や常勤理事会を開催しておられます。

② 市場リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「金利リスク要領」および「市場リスク管理制度」、「ALM委員会に関する内規」等において、リスク管理方法と手順を明記しており、ALM委員会において金融資産および金融負債を総合的に管理するための会議にて定期的に融資委員会や常勤理事会を開催しておられます。

③ 流動性リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関する総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なっております。また総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なっております。

④ 市場リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。「金利リスク要領」および「市場リスク管理制度」、「ALM委員会に関する内規」等において、リスク管理方法と手順を明記しており、ALM委員会において金融資産および金融負債を総合的に管理するための会議にて定期的に融資委員会や常勤理事会を開催しておられます。

⑤ 金利変動リスクの管理

有価証券の運用については、「余資運用規程」並びに「余資運用取扱要領」に従い行われております。専務部では市場運用商品の購入・売却を通じて価格変動リスクの軽減を図っております。また総合企画部では、保有株式等の状況および市場環境等を考慮し、定期的に「常勤理事会」に報告し、その方針を協議しておられます。

⑥ 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク变数である金利変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、預け金、有価証券、預金積金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律規則第69条第1項第5号二項の規定に基づき、自己資金の充実の状況等について金融庁長官が定める事項(平成19年金融審議告示第17号)において通貨ごとに算定された金利ヨーティックを用いた時価の変動額を市場リスク量として、SKC-ALMシステム(信用組合業界で構築したもの)にて月次算定を行い、金利の変動リスクの管理にあたっての定期的な分析を利用しておられます。

当該変動額の算定にあたっては、対象金融資産及び金融負債を固定金利と変動金利に分けて、それぞれ金利月別に算定されるとともに、評価差額を当事業年度の損失として算出しております。

また、時価が著しく下落しても、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表金額と算定するとともに、評価差額を当事業年度の損失として算出しております。

また、時価が著しく下落したもののうち、50%以上下落したものは、全額30%以上50%未満落としたもののうち、50%以上下落したものは、全額30%以上50%未満落としたものは、過去一定期間の時価推移や発行会社の業績などを考慮のうえ、回復の可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理しております。

なお、当事業年度は再手手続きに区分され、再手債務者からの基本弁済金を差し引いた150万円を直接償却しました。

当該賃貸引当金及び貸付金に係るコミットメントライアン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,787百万円であります。このうち原賃契約期間が1年以内のもの又は在庫の時期に無条件で取消可能なものが1,787百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事情があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約権度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時にあたっては、不動産・有価証券等の担保を要求するほか、契約後も定期的に予め定めてある当組合の手続基準に基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

緑延税金資産及び延滞税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

緑延税金資産

貸付引当金・損金算入限度額超過額

240百万円

減価償却金算入限度額超過額

59

役員退職慰労引当金・損金算入限度額超過額

52

賞与引当金・損金算入限度額超過額

20

資産除去債務

10

その他

21

緑延税金資産小計

405

評価引当額

△361

緑延税金資産合計

44

緑延税金負債

前払年金費用

22

債権譲受益料

21

その他の有価証券評価差額金

10

その他

0

緑延税金負債合計

55

緑延税金資産の純額

△11百万円

△重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸付引当金……… 1,102百万円

貸付引当金の算出方法は、重要な会計方針として記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。債務者は区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿額)を時価とみなしておきます。また、定期性預金の時価は、一定の金額帶および期間帶ごとに将来キャッシュフローを作成し、元利金の合計額を種類の市場金利で割り出した額を時価とみなしておきます。

(2) ① ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り出した額を時価とみなしておきます。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に応ずる一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュフローの見積もりが困難な債権については、その債権対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り出した額を時価とみなしておきます。

金融負債

(1) 有価証券

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿額)を時価とみなしておきます。また、定期性預金の時価は、一定の金額帶および期間帶ごとに将来キャッシュフローを作成し、元利金の合計額を種類の市場金利で割り出した額を時価とみなしておきます。

(2) ① ①以外は、預金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り出した額を時価とみなしておきます。

金融商品のない株式等及び全信金組連出資金等の貸借対照表上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておません。

(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (32

財務諸表 2

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経常 収 益	2,374,175	2,540,349
資金 運用 収益	2,090,127	2,266,360
貸出金 利息	1,472,185	1,611,187
預け金 利息	68,164	65,558
有価証券 利息 配当金	490,489	533,436
その他の受入利息	59,288	56,177
役務取引等収益	131,537	111,722
受入為替手数料	32,829	32,645
その他の役務収益	98,707	79,076
その他の業務収益	143,171	47,573
国債等債券売却益	74,737	33,703
国債等債券償還益	52,770	—
その他の業務収益	15,664	13,870
その他の経常収益	9,339	114,693
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立て益	—	—
株式等売却益	6,079	104,184
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	3,260	10,508
経常費用	2,121,320	2,197,439
資金調達費用	28,242	28,583
預金利息	26,749	27,210
給付補填備金繰入額	481	342
借用金利	—	—
その他の支払利息	1,011	1,031
役務取引等費用	66,148	71,994
支払為替手数料	8,461	8,559
その他の役務費用	57,686	63,434
その他の業務費用	26,603	149,120
国債等債券売却損	26,280	132,527
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却損	—	15,779
その他の業務費用	323	812
経人費用	1,924,484	1,862,618
人物費用	1,239,056	1,180,735
税金	594,548	591,492
その他の経常費用	75,841	85,123
貸倒引当金繰入額	46,878	28,766
貸出金償却損	—	—
株式等売却損	—	12,353
金銭の信託運用損	6,142	—
その他の資産償却損	—	—
その他の経常費用	22,820	44,003
経常利益	252,854	342,909
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負のれん発生益	—	—
収用補償金	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	252,854	342,909
法人税、住民税及び事業税	95,046	114,178
過年度法人税等	—	—
法人税等還付税額	—	—
法人税等調整額	1,494	2,129
法人税等合計	96,540	116,308
当期純利益	156,313	226,601
繰越金(当期首残高)	1,251,357	1,302,640
目的積立金目的取崩額	—	—
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	1,407,671	1,529,242

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記についても表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 59円37銭
出資1口当たりの当期純利益は、期中平均出資口数を用いて算出しております。
3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。
当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、111,722千円であります。
4. 収益を理解する為の基礎となる情報は、貸借対照表の注記において重要な会計方針とあわせて注記しております。

■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	1,407,671	1,529,242
計	1,407,671	1,529,242
剰余金処分額	105,031	106,561
利益準備金	50,000	50,000
出資にに対する配当金	55,031	56,561
普通出資配当金	(年3.0%) 55,031	(年3.0%) 56,561
繰越金(当期末残高)	1,302,640	1,422,680

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
経常収益	2,396,695	2,487,740	2,365,403	2,374,175	2,540,349
経常利益	286,032	236,289	284,554	252,854	342,909
当期純利益	215,895	165,637	187,710	156,313	226,601
預金積金残高	158,034,065	164,848,515	165,884,726	165,573,689	164,808,065
貸出金残高	82,586,001	86,103,234	84,059,441	80,876,259	80,563,460
有価証券残高	34,942,737	34,057,910	35,562,227	35,234,626	34,083,928
総資産額	176,021,537	182,731,076	188,663,731	180,758,654	177,100,250
純資産額	10,783,413	11,578,630	11,461,626	10,896,439	11,127,970
自己資本比率(単体)	10.00%	10.00%	10.16%	10.34%	10.34%
出資総額	3,488,360	3,502,936	3,530,798	3,578,257	3,604,049
出資総口数(口)	5,276,720	5,305,873	5,361,596	5,456,515	5,508,098
出資に対する配当金	53,435	52,637	53,009	55,031	56,561
職員数(人)	176	169	165	163	160

(注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。

2. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 自己資本比率(単体)については、協同組合による金融事業に関する法律施行規則附則第2条第2項の規定により記載しております。

■ 粗利益

(単位:千円)

項目	令和4年度末	令和5年度末
資金運用収益	2,090,127	2,266,360
資金調達費用	28,242	28,583
資金運用収支	2,061,885	2,237,776
役務取引等収益	131,537	111,722
役務取引等費用	66,148	71,994
役務取引等収支	65,389	39,728
その他業務収益	143,171	47,573
その他業務費用	26,603	149,120
その他業務収支	116,568	△ 101,546
業務粗利益	2,243,842	2,175,958
業務粗利益率	1.26%	1.24%

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

■ 業務純益

(単位:千円)

項目	令和4年度末	令和5年度末
業務純益	242,075	379,850

■ 経費の内訳

(単位:千円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
人件費	1,239,056	1,180,735
報酬給与手当	998,712	956,657
退職給付費用	76,624	51,688
その他の人件費	163,719	172,389
物件費	594,548	591,492
事務費	255,362	240,854
固定資産費	142,658	135,966
事業費	43,968	60,491
人事厚生費	15,965	16,218
減価償却費	112,776	114,040
その他の物件費	23,817	23,920
税金	90,879	90,390
経費合計	1,924,484	1,862,618

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

経営諸比率 ①

■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	131,537	111,722
受入為替手数料	32,829	32,645
その他の役務収益	98,707	79,076
役務取引等費用	66,148	71,994
支払為替手数料	8,461	8,559
その他の役務費用	57,686	63,434

(注)千円未満は切り捨てて表示しております。

■ 受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	39,988	176,233
支払利息の増減	220	341

■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平 均 残 高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和4年度	178,026 百万円	2,090,127 千円	1.17 %
	令和5年度	174,603	2,266,360	1.29
う ち 貸 出 金	令和4年度	82,089	1,472,185	1.79
	令和5年度	80,370	1,611,187	2.00
う ち 預 け 金	令和4年度	58,895	68,164	0.11
	令和5年度	56,980	65,558	0.11
う ち 有 価 証 券	令和4年度	35,969	490,489	1.36
	令和5年度	36,180	533,436	1.47
資 金 調 達 勘 定	令和4年度	171,856	28,242	0.01
	令和5年度	168,441	28,583	0.01
う ち 預 金 勘 定	令和4年度	165,622	27,231	0.01
	令和5年度	165,671	27,552	0.01
う ち 譲 渡 性 預 金	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
う ち 借 用 金	令和4年度	6,031	—	0.00
	令和5年度	2,563	—	0.00

(注)1. 単位未満は切り捨てて表示しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高4年度31百万円、5年度2百万円を、それぞれ控除して表示しております。

■ 預貸率および預証率

(単位:%)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
預 貸 率 (末 残)	48.84	48.88
預 貸 率 (平 残)	49.56	48.51
預 証 率 (末 残)	21.28	20.68
預 証 率 (平 残)	21.71	21.83

■ 職員1人当たり預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
職 員 1 人 当 り 預 金 残 高	1,015	1,030
職 員 1 人 当 り 貸 出 金 残 高	496	503

■ 1店舗当たり預金および貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
1店舗当たり預金残高	10,348	10,300
1店舗当たり貸出金残高	5,054	5,035

■ 総資産利益率

(単位:%)

区分	令和4年度末	令和5年度末
総資産経常利益率	0.13	0.19
総資産当期純利益率	0.08	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区分	令和4年度末	令和5年度末
資金運用利回(a)	1.17	1.29
資金調達原価率(b)	1.12	1.10
資金利鞘(a-b)	0.05	0.19

■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	令和4年度末	令和5年度末
国債等債券売却益	74	33
国債等債券償還益	52	—
その他の業務収益	15	13
その他業務収益合計	143	47

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 有価証券・金銭の信託等の取得原価、時価、貸借対照表額および評価損益

(単位:百万円)

項目	年度	取得原価	時価	貸借対照表額	評価損益
有価証券	売買目的有価証券	令和4年度	—	—	—
		令和5年度	—	—	—
満期保有目的の債券		令和4年度	—	—	—
		令和5年度	—	—	—
子会社・関連会社株式		令和4年度	—	—	—
		令和5年度	—	—	—
その他有価証券		令和4年度	34,788	34,782	△6
		令和5年度	33,592	33,631	38
金銭の信託	計	令和4年度	34,788	34,782	△6
		令和5年度	33,592	33,631	38
デリバティブ等商品		令和4年度	—	—	—
		令和5年度	—	—	—

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 「その他有価証券」については、時価評価に換算した上で貸借対照表額としておりますので、評価損益は取得原価と貸借対照表額との差額。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

令和5年度預金種目別平均残高

種目	割合
定期預金	52.9%
普通預金	39.0%
定期積金	5.9%
通知預金	0.1%
当座預金	1.9%
その他預金	0.2%

■ 預金種目別平均残高

(単位:百万円・%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当 座 預 金	3,191	1.9	3,244	1.9
普 通 預 金	60,656	36.6	64,611	39.0
通 知 預 金	155	0.1	170	0.1
定 期 預 金	91,457	55.2	87,652	52.9
定 期 積 金	9,944	6.0	9,746	5.9
そ の 他 預 金	216	0.1	245	0.2
合 計	165,622	100.0	165,671	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	138,651	83.7	137,894	83.7
法 人 そ の 他	26,922	16.3	26,914	16.3
一 般 法 人	23,879	14.4	23,881	14.5
金 融 機 関	8	0.0	2	0.0
公 金	3,034	1.9	3,029	1.8
合 計	165,573	100.0	164,808	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 財形貯蓄残高

(単位:千円)

項 目	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
財 形 貯 蓄 残 高	-		-	

■ 定期積金契約状況

(単位:千円・%)

契約期間	契 約 額		口 数		残 高			
	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	構成比	令和5年度末	構成比
1年	2,259,419	2,198,982	5,967	5,968	1,188,923	12.0	1,138,406	11.6
2年	1,152,675	1,122,885	1,937	1,938	581,341	5.8	563,637	5.7
3年	4,009,410	3,742,202	4,712	4,355	2,074,218	20.8	1,947,943	20.0
4年	425,175	352,736	367	301	238,796	2.4	177,530	1.8
5年	13,798,655	13,345,827	8,055	7,666	5,875,000	59.0	5,951,299	60.9
合計	21,645,336	20,762,634	21,038	20,228	9,958,278	100.0	9,778,815	100.0

(注) 契約額・残高数値につきましては千円未満は切り捨てて表示しております。

■ 固定・変動定期預金残高

(単位:百万円・%)

区 分	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
固定金利定期預金	88,637	99.2	87,294	99.2
変動金利定期預金	3	0.0	3	0.0
そ の 他 の 区 分	724	0.8	680	0.8
合 計	89,365	100.0	87,979	100.0

(注) 1. その他区分の商品は期日指定定期預金であります。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸出金種類別平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	228	0.3	157	0.2
手形貸付	1,778	2.2	2,105	2.6
証書貸付	79,834	97.2	77,846	96.9
当座貸越	247	0.3	260	0.3
合 計	82,089	100.0	80,370	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸出金業種別残高・構成比

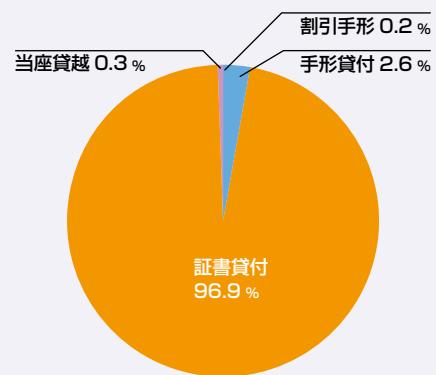
(単位:百万円・%)

業種別	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	6,214	7.7	5,726	7.1
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業等	—	—	—	—
建設業	3,195	4.0	3,102	3.9
電気、ガス、熱供給、水道業	769	1.0	761	0.9
情報通信業	230	0.3	194	0.2
運輸業・郵便業	301	0.4	272	0.3
卸売・小売業	4,379	5.4	4,029	5.0
金融・保険業	0	0.0	0	0.0
不動産業	38,405	47.5	38,331	47.6
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,034	1.3	1,013	1.3
宿泊業	7	0.0	4	0.0
飲食業	1,877	2.3	1,803	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	1,370	1.7	1,174	1.5
教育、学習支援業	23	0.0	28	0.0
医療・福祉	200	0.2	235	0.3
その他のサービス	2,269	2.8	2,526	3.2
その他の産業	17	0.0	10	0.0
小計	60,290	74.6	59,208	73.5
地方公共団体	46	0.0	15	0.0
個人(住宅・消費・納税資金等)	20,540	25.4	21,340	26.5
合 計	80,876	100.0	80,563	100.0

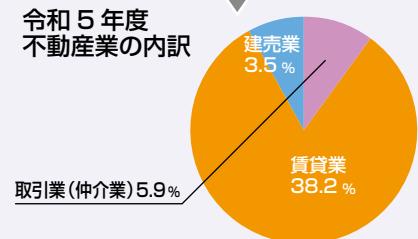
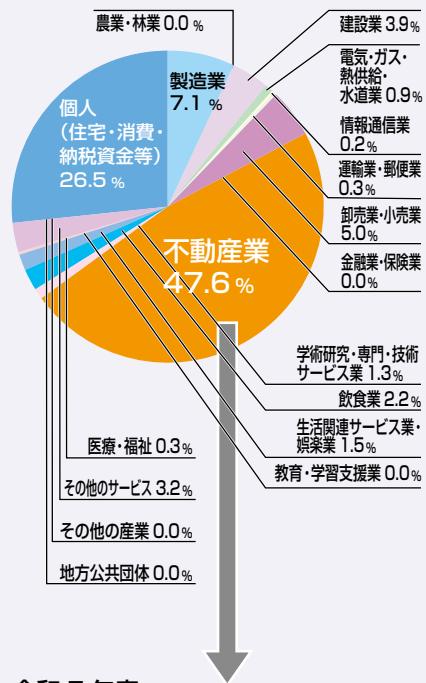
(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

令和5年度貸出金種類別平均残高



令和5年度業種別貸出金残高状況



■ 不動産業の内訳(貸出金残高)

(単位:百万円)

業種別	令和4年度		令和5年度	
	先数	金額	先数	金額
取引業(仲介業)	65	3,900	66	4,752
賃貸業	339	31,504	327	30,780
建売業	16	3,001	16	2,799

■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円・%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	15,910	19.7	15,467	19.2
設備資金	64,965	80.3	65,095	80.8
合 計	80,876	100.0	80,563	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

貸出金 1

■ 固定・変動貸出金残高

(単位:百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出金	13,023	16.1	13,655	16.9
変動金利貸出金	67,853	83.9	66,908	83.1
合計	80,876	100.0	80,563	100.0

(注) 変動金利貸出金はすべて証書貸付であります。

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	918	6.9	1,149	8.8
住宅ローン	12,311	93.1	11,872	91.2
合計	13,229	100.0	13,021	100.0

■ 貸出金担保別残高

(単位:百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	501	0.6	418	0.5
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	68,282	84.5	68,652	85.2
その他の	—	—	—	—
小計	68,783	85.1	69,071	85.7
信用保証協会・信用保険	7,944	9.8	7,020	8.7
保証	492	0.6	696	0.9
信用	3,655	4.5	3,775	4.7
合計	80,876	100.0	80,563	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

■ 債務保証見返額担保残高

(単位:百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	52	96.3	43	95.6
その他の	—	—	—	—
小計	52	96.3	43	95.6
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	0	0.0	0	0.0
信用	2	3.7	2	4.4
合計	54	100.0	45	100.0

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しています。

■ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	令和4年度	令和5年度
全国信用協同組合連合会	54	45
商工組合中央金庫	—	—
日本政策金融公庫(中小企業事業部)	—	—
日本政策金融公庫(国民生活事業部)	—	—
住宅金融支援機構	7	5
年金資金運用基金	—	—
雇用・能力開発機構	—	—
社会福祉・医療事業団	—	—
その他の	—	—
合計	61	50

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円・%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	582	1.7	100	0.3
地方債	5,184	14.4	4,250	11.8
社債	22,816	63.4	25,025	69.2
株式	515	1.4	527	1.5
外国証券	1,399	3.9	1,058	2.9
その他の証券	5,470	15.2	5,218	14.4
合計	35,969	100.0	36,180	100.0

(注) 1. 商品有価証券は、当組合では保有していません。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	年度	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年以上	合計
国債	令和4年度	—	—	111	—	111
	令和5年度	—	—	108	—	108
地方債	令和4年度	526	836	1,268	1,742	4,374
	令和5年度	124	889	1,244	1,457	3,716
短期社債	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
社債	令和4年度	2,104	9,326	5,596	6,122	23,150
	令和5年度	2,506	8,032	8,567	5,263	24,369
株式	令和4年度	549	—	—	—	549
	令和5年度	561	—	—	—	561
外国証券	令和4年度	100	990	295	—	1,385
	令和5年度	—	796	—	—	796
その他の証券	令和4年度	5,663	—	—	—	5,663
	令和5年度	4,530	—	—	—	4,530
合計	令和4年度	8,943	11,152	7,272	7,865	35,234
	令和5年度	7,723	9,717	9,921	6,721	34,083

(注) 1. 商品有価証券は、当組合では保有していません。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 公共債窓販実績

(単位:百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	国債・その他公共債	—	—	—

■ 内国為替取扱実績

(単位:件・百万円)

区分	令和4年度		令和5年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	65,457	57,695	66,900	60,044
	他の金融機関から	134,092	61,189	138,196	57,979
代金取立	他の金融機関向け	158	173	—	—
	他の金融機関から	10	17	—	—

(注) 金額につきましては百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	800	108	769	△ 30
個別貸倒引当金	333	△ 73	332	△ 1
貸倒引当金合計	1,134	35	1,102	△ 31

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 貸出金償却額

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	—	—

リスク管理債権

■ 協金法開示債権(リスク管理債権)

及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権 及びこれらに準ずる債権	4年度	275	144	130	275	100.00	100.00
	5年度	409	277	132	409	100.00	100.00
危険債権	4年度	1,908	1,570	202	1,773	92.92	60.06
	5年度	1,731	1,397	200	1,597	92.25	60.06
要管理債権	4年度	449	428	17	445	99.10	80.95
	5年度	439	398	18	417	94.98	43.90
3ヵ月以上延滞債権	4年度	0	0	0	0	—	—
	5年度	0	0	0	0	—	—
貸出条件緩和債権	4年度	449	428	17	445	99.10	80.95
	5年度	439	398	18	417	94.98	43.90
小計	4年度	2,633	2,143	351	2,495	94.75	71.63
	5年度	2,579	2,073	350	2,424	93.98	69.16
正常債権	4年度	78,360					
	5年度	78,105					
合計	4年度	80,994					
	5年度	80,684					

- (注) 1.「破産更生債権およびこれらに準する債権」とは、破産、会社更生、民事再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準する債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 4.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記4を除く)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権およびこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額です。
- 8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 9.金額は決算後(償却後)の計数です。

自己資本の構成に関する事項

■自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	10,012,200	10,208,031
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,578,257	3,604,049
うち、利益剰余金の額	6,488,973	6,660,544
うち、外部流出予定額(△)	55,031	56,561
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	800,596	769,918
うち、一般貸倒り引当金コア資本算入額	800,596	769,918
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	52,643	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,865,440	10,977,949
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	33,303	29,526
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	33,303	29,526
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	40,591	56,960
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	73,894	86,486
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,791,545	10,891,462
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	100,492,571	101,236,745
資産(オン・バランス)項目	100,399,845	101,170,861
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス等取引項目	92,725	65,884
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,775,737	4,034,437
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	104,268,308	105,271,182
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.34%	10.34%

(注) 1.自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁公示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額)(単位:千円)

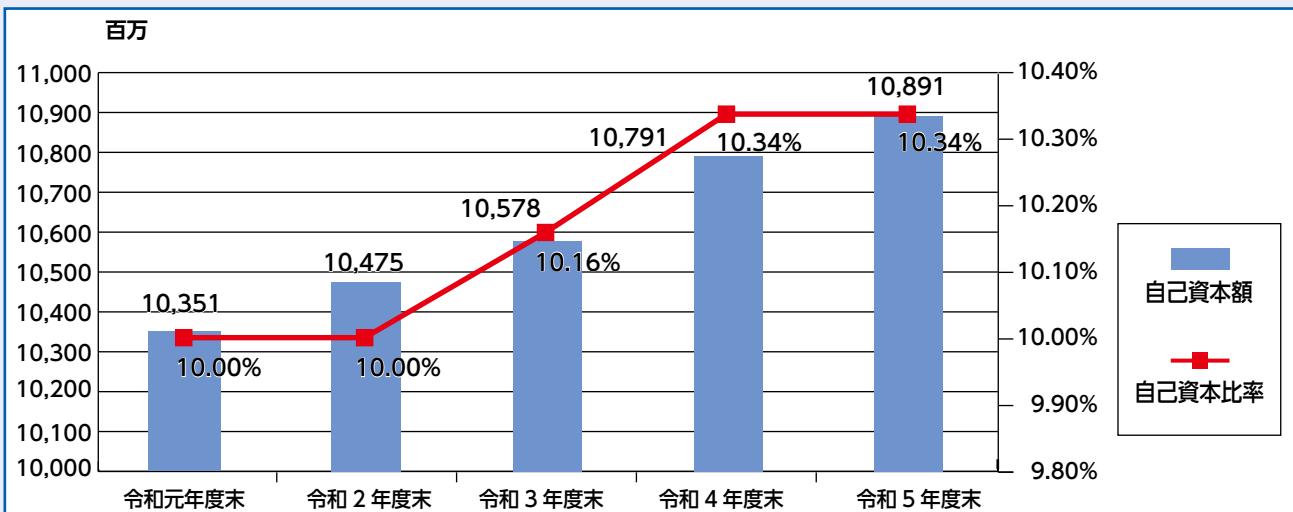
3.信用リスクに関する記載:(標準的手法採用組合等=1、基礎的内部格付手法採用組合等=2、先進的内部格付手法採用組合等=3)

4.オペレーションナル・リスクに関する記載:(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)

10,891,462
1
1

自己資本およびリスク状況について ①

■ 自己資本額と自己資本比率の推移



共立信組は国内基準の4%を大きく上回っております。

1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、地域の皆様からお預かりしている普通出資金と当組合が積み立てております各積立金、及び優先出資を消却したことにより振替られたその他出資金により構成されています。

■ 自己資本調達手段の概要

(単位:百万円)

発行主体	共立信用組合	共立信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	その他の出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,904	1,700
配当率	3.00%	—
償還期限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、令和5年度の自己資本比率は10.34%と経営の健全性を保持しております。

なお、積立金取崩による優先出資の消却を平成21年9月に行いのその他の出資金に振替えております。令和6年度は事業計画における収支の達成により、さらなる自己資本の充実を図ってまいります。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスクアセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	100,492	4,019	101,236	4,049
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	100,492	4,019	101,236	4,049
(I)ソブリン向け	843	33	712	28
(II)金融機関向け	11,617	464	11,447	457
(III)法人向け	50,601	2,024	53,753	2,150
(IV)中小企業等・個人向け	10,423	416	9,725	389
(V)抵当権付住宅ローン	2,412	96	2,208	88
(VI)不動産取得等事業向け	13,717	548	12,796	511
(VII)三ヶ月以上延滞等	11	0	3	0
(VIII)出資金	4,545	181	4,375	175
出資等のエクスポート	4,545	181	4,375	175
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—
(IX)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート	—	—	—	—
(X)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	1,072	42	1,072	42
(IX)その他	5,247	209	5,142	205
②証券化エクスポート	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によるリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポート	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	3,775	151	4,034	161
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	104,268	4,170	105,271	4,210

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2.「エクスポート」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 所要自己資本額はリスクアセット額の4%です。

4.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

5.「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

6.「その他」とは、(I)～(VII)に区分されないエクスポートです。具体的には全国信用組合連合会出資金、株式、その他資産が含まれます。

7. オペレーショナル・リスク(基礎的手法) $\frac{\text{粗利益(直近3年間の内、正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

自己資本およびリスク状況について ②

3. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産の価値が減少或いは消滅することによって損失を被るリスクをいいます。

信用リスクを管理することは組合資産の健全性を確保するうえで重要なものであるとの認識のもと、当組合は与信業務を行なう際の基本的な判断指針・理念・規範等につき明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、リスクの把握と最善の対策を講ずることで、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定の実施による債務者区分、債権分類を始めとして、業種別・債務者別の与信集中状況に関するポートフォリオ管理、大口与信先に対する定期的現況把握など、様々な角度からの分析を継続しております。

以上一連の信用リスク管理の状況及び一定額を超える残高となる特定の融資案件等については融資部が主管部となり、各部構成員を加えた融資委員会で協議検討を行ない、更に常勤理事会に報告・諮問のうえ、承認を得る態勢を整備しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」に基づき査定・分類された債務者区分毎の債権額或いは不保全額に対し、「償却・引当基準」に定める貸倒実績率算定手法に基づいた予想損失率を乗じて、一般貸倒引当金(正常先・要注意先・要管理先の各債権額総体に対するもの)・個別貸倒引当金(破綻懸念先は不保全部分に相当する第Ⅲ分類額に対するもの)。

なお実質破綻先・破綻先については不保全額となる第Ⅲ・Ⅳ分類額と同額の繰入を実施しております。)に仕分けて繰入額を算出しております。なお、貸倒引当金繰入額算出過程と算定結果についてはみのり監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

ロ. リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関名

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。

①スタンダード&プアーズ

②ムーディーズ・ジャパン

③日本格付研究所

④格付投資情報センター

■ 信用リスクに関するエクスポートジャーナー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間) (単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポートジャーナー区分	信用リスクエクスポートジャーナー期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポートジャーナー	
		貸出金・コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
		4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
国 内	113,666	113,231	86,198	85,105	27,468	28,126				64	21
国 外	1,857	932	566	134	1,291	798				-	-
地 域 別 合 計	115,523	114,163	86,764	85,239	28,759	28,924				64	21
製 造 業	12,595	13,099	6,271	5,802	6,324	7,297				-	21
農 業 、 林 業	0	0	0	0	-	-				-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-				-	-
鉱業、探石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-				-	-
建 設 業	3,690	3,598	3,196	3,105	494	493				-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	3,453	3,934	788	762	2,665	3,172				-	-
情 報 通 信 業	503	366	231	195	272	171				-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	2,899	3,758	320	301	2,579	3,457				-	-
卸 売 ・ 小 売 業	6,652	6,117	4,383	4,033	2,269	2,084				-	-
金 融 ・ 保 険 業	3,926	3,421	451	451	3,475	2,970				-	-
不 動 産 業	47,378	47,056	41,830	41,869	5,548	5,187				-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-				-	-
学術研究・専門・技術サービス業	1,035	1,014	1,035	1,014	-	-				-	-
宿 泊 代 業	-	-	-	-	-	-				-	-
飲 食 業	1,879	1,803	1,879	1,803	-	-				-	-
生活関連サービス業、娯楽業	1,371	1,175	1,371	1,175	-	-				-	-
教 育 、 学 習 支 援 業	23	28	23	28	-	-				-	-
医 療 、 福 祉	201	235	201	235	-	-				4	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,271	2,531	2,271	2,531	-	-				-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-				-	-
国・地公体等	5,895	4,108	767	18	5,128	4,090				-	-
個 人	20,618	21,407	20,618	21,407	-	-				60	-
そ の 他	1,119	506	1,119	506	-	-				-	-
業 種 别 合 計	115,523	114,163	86,764	85,239	28,759	28,924				64	21
1 年 以 下	5,781	6,291	2,726	3,661	3,055	2,630				-	-
1 年 超 3 年 以 下	9,967	7,414	2,160	1,671	7,807	5,743				-	-
3 年 超 5 年 以 下	8,588	7,332	3,875	3,797	4,713	3,535				-	-
5 年 超 7 年 以 下	9,239	8,153	5,335	5,519	3,904	2,634				-	-
7 年 超 10 年 以 下	11,314	12,908	6,300	5,361	5,014	7,547				-	-
10 年 超	64,664	67,384	60,401	60,551	4,263	6,833				-	-
期間の定めのないもの	5,967	4,679	5,967	4,679	-	-				-	-
残 存 期 間 別 合 計	115,523	114,163	86,764	85,239	28,759	28,924				-	-

(注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

2. 「貸出金・コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計です。"

3. 「三ヶ月以上延滞エクスポートジャーナー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートジャーナーであります。

4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び日銀業種分類に基づく業種区分に分類することが困難なエクスポートジャーナーであります。"

5. 上記の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び期間に分類することが困難なエクスポートジャーナーであります。"

6. 事業性資金は各業種にて計上、それ以外の住宅資金等は個人に計上する形式を探っております。

7. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポートジャーナーは含まれておりません。

8. 令和5年度 不動産業の内訳(貸出金・未収利息等総与信残高)

取引業(仲介業) 66先 4,756百万円、賃貸業 327先 30,804百万円、建売業 16先 2,802百万円

自己資本およびリスク状況について②

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期		当期減少額		期末残高
			増加額	目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和4年度	691	800	—	—	691	800
	令和5年度	800	769	—	—	800	769
個別貸倒引当金	令和4年度	407	333	11	—	395	333
	令和5年度	333	332	60	—	273	332
合計	令和4年度	1,099	1,134	11	—	1,087	1,134
	令和5年度	1,134	1,102	60	—	1,073	1,102

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
			4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度		
(国内)	407	333	333	332	11	60	396	273	333	332	—	—
(国外)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(地域別合計)	407	333	333	332	11	60	396	273	333	332	—	—
製造業	61	57	57	55	0	2	61	55	57	55	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	0	3	3	4	0	0	0	3	3	4	—	—
電気・ガス・熱供給、水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	63	55	55	75	0	5	63	50	55	75	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	166	95	95	91	11	0	155	95	95	91	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	4	8	8	5	0	0	4	8	8	5	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	5	3	3	7	0	0	5	3	3	7	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地公体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	105	108	108	93	0	52	105	56	108	93	—	—
業種別合計	407	333	333	332	11	60	396	273	333	332	—	—

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

自己資本およびリスク状況について ③

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	—	6,924	—	5,758
10%	—	8,356	—	7,126
20%	8,954	51,034	10,334	50,912
35%	—	6,928	—	6,331
50%	13,267	126	13,933	28
75%	—	14,300	—	13,261
100%	1,573	65,582	1,488	67,842
150%	—	7	—	0
250%	—	531	—	172
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	23,795	153,792	25,756	151,434

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 2. 格付は適格格付期間が関与しているものに限ります。
 3. エクスポージャーは信用リスク削減手法後のリスク・ウェイトに区分しています。
 4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金積金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識しております。

従って融資の取り上げ姿勢においては、担保または保証に必要以上に依存しないことを第一義としております。但し与信審査の結果、担保或いは保証が必要となる場合には、お客様に対し十分な説明を行い、ご理解を頂戴した上でご契約を頂くなど、適切な取り扱いに努めております。

当組合が取り扱う担保には自組合預金・積金、不動産、有価証券等、同じく保証には人的保証、信用保証協会保証、民間会社保証等が有り、何れもその手続については当組合が定める「貸付規程」「担保受入規程」等の事務手続書に基づき、適切な事務取り扱い及び適正な評価を行なっております。

また割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証等と信取引において、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲にて預金相殺を行なう場合があります。この際は、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める各種約定書及び上記事務手続書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当を致します。

なお、信用リスク削減手法のうち、当組合において適格担保として控除しているものは、「自組合正式担保預金・積金」のみとなることから、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中という問題は生じておりません。

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	926	1,305				

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

5.派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(源資産)の価値に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当組合では、直接、為替先物予約や債券先物取引等は行っておりませんが、余資運用規程に定める投資信託を保有しております。よって当該商品の運用対象として「派生商品取引」が内包されており、その運用状況は余資運用規程に基づき定期的に内容を検証しております。

また当組合では、「長期決済期間取引」に該当する取引はありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は該当がありません。

7.オペレーションル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーションル・リスクは業務運営上可能な限り回避すべきリスクであります。当組合では「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」に基づき、リスク管理の区分を定め「オペレーションル・リスク管理方針」「オペレーションル・リスク管理規程」を整備し、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。特に、事務リスクについては本部・営業店が一体となり、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であると認識し、業務水準の向上と不正事故の防止に努めています。また、苦情相談窓口における苦情に対する適切な処理、個人情報保護体制や説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。なお、リスク管理体制については「オペレーションル・リスク管理委員会」で協議・検討するとともに、必要に応じてリスク管理常勤理事会に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8.銀行勘定における出資または株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要

当組合は「余資運用規程」、「余資資金取扱要領」に基づいた適正な運用管理を実施し、毎月の定期的奉制により適切なリスク管理に努めており、適宜に常勤理事会に報告する態勢となっております。当組合では全国信用協同組合連合会、(株)商工組合中央金庫、信組情報サービス(株)を業務上保有しております。

イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	取得原価		貸借対照表計上額		評価差損	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
上場株式等エクspoージャー	4,305	4,166	4,595	4,639	290	473
それ以外のエクspoージャー	452	452	452	452	–	–
計	4,757	4,618	5,047	5,092	290	473

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

ロ. 出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	80	163
売却損	–	144
償却	6	0

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は該当がありません。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

当組合は該当がありません。

自己資本およびリスク状況について 4

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項目番号		ΔEVE		ΔNII	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	1,211	1,236	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1,370	1,168
3	ステイープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,211	1,236	1,370	1,168
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		令和4年度		令和5年度	
			10,791		10,891

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

2. 「銀行勘定における金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる金利リスクに関する事項は以下の通りとなります。

※ΔEVEとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

※ΔNIIとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。なお、金利がマイナス値となる場合は0%に補正しております。

※上方パラレルシフトとは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートにパラレルシフトに関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)を加える金利ショックをいいます。

※下方パラレルシフトとは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートにパラレルシフトに関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定の平均満期は5年となっております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いております。

(4) 固定金利貸出の期限前償還及び定期性預金の期限前解約は金融庁が定める保守的な前提を用いております。

(5) IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正の値を合算しております。

(6) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮しておりません。

(7) 内部モデルは使用しておりません。

(8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。

地域貢献に関する情報開示(令和5年4月～令和6年3月)

令和6年3月末

当組合は、地域の皆様のご預金を地域の皆様にご融資し、
共に地域の発展を目指しています。

■融資の内容

融資総額	80,684百万円
制度融資	7,020百万円

きょうしん70周年記念定期預金『感謝』寄付金贈呈について



令和6年2月29日大田区役所にて
社会福祉事業に限定した
寄付金 1,406,562円を
大田区に贈呈いたしました。

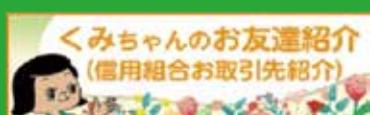
寄付金は令和5年10月～12月の
「きょうしん70周年記念定期預金」
『感謝』で皆様からお預かりした
総額70億8,231万914円の
0.02%相当分になります。

これもひとえに地域の皆様の
温かいご支援とご協力の賜物と
衷心より深く感謝いたします。

上段部分 写真右：大田区 鈴木区長
写真左：当組合 田中理事長

下段部分 大田区からの感謝状

当組合ホームページにてお取引先紹介をはじめとした信用組合業界の取組みが紹介されています。是非ご覧ください。



■地域行事等への参加

- 〈区〉
 - ・おおたオープンファクトリーお手伝い
- 〈地域商店街〉〈町内会〉
 - ◆ 町内会・学校等
 - ・名簿広告掲載等
 - ・イベントのお手伝い
 - ・イベントに協賛品進呈
- ◆ 店舗内ホール等の提供
- ・無料法律相談会
- ・交通安全啓蒙の垂幕常設

■取引先支援

- ・中小企業診断士同行相談等
を含む経営改善支援の実施
- ・事業復活支援金受付、外部
機関による事業承継支援
- ・事業者様応援プロジェクト
「MOTTAINAI みらい」



■利用者の利便性

- 〈ATMのご利用〉
 - ・振り込め詐欺防止の喚起画面
を表示しております。
 - ・暗証番号の変更ができます。
 - ・1日出金限度額の設定変更
ができます。
 - ・第二地銀、信金、信組、労金、
ゆうちょ銀行との相互入金
業務を取り扱っております。
 - ・全台、視覚障がい者対応
機種となっております。
 - ・一部店舗ATMにて通帳繰越、
通帳・カードの磁気再生ができ
るようになりました。

地域密着型金融について①

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

(中小企業の経営支援に関する取組方針)

当組合は中小企業の経営支援に関してライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組み地域の発展に貢献してまいります。また、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的に自己評価を行う事により、中小企業のニーズ・課題を把握し、外部専門機関等との連携による経営支援に取り組んでまいります。

(中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況)

当組合は、各営業店あるいは融資部を窓口として中小企業の経営を支援する態勢を整備しております。当組合は、平成25年2月1日に「経営革新等認定支援機関*1」として国から認定され、平成27年6月16日に「日本政策金融公庫」と業務連携を行い、平成29年1月23日には「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク*2」に加盟し、態勢整備を図っております。また「東京企業力強化連携会議(通称:元気・東京ネットワーク)」や「地域プラットフォーム」に参加して経営支援等を通じて、地域内の経済活性化に寄与する態勢も整えました。

*1「経営革新等認定支援機関」

経営課題が多様化・複雑化する中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うとして国から認定された機関

*2「大田ソーシャルビジネス支援ネットワーク」

大田区内の事業者の経営課題や問題等を解決するために地域の支援機関が連携してサポートするネットワーク(大田区、大田区産業振興課、東京商工会議所大田支部、東京大田中小企業診断士、東京都行政書士会大田支部、日本政策金融公庫大森支店、日本サードセクター経営者協会、当組合)

(目利き能力の向上及び経営・資金サポートに向けた人材育成)

当組合は、年間スケジュールに基づく人材教育の推進と目利き能力等の向上を目指した、関連部署によるOJT、勉強会、外部講習等によって人材育成を図っております。

- ・東京都信用組合協会主催 15講座 受講者総数47名
- ・融資部主催 令和5年9月(1回)10月(1回)、12月(2回)、令和6年2月(1回)、3月(1回) 計6回実施

(ガバナンスの強化)

当組合は、多くの組合員の意見を経営に反映し、組織の活性化を図るために組合員の中から「評議員」総勢120名の方を選出させて頂いております。毎年評議員会を開催し、活発な意見交換の場を設けておりましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

ライフステージに応じた取組状況

創業期

創業・新規事業開拓の支援

当組合は、単独で創業等に関する支援を行うほか、必要に応じて日本政策金融公庫をはじめとする外部機関等と連携する態勢を整備しております。

- 令和5年度の創業・新規事業支援融資実施は以下の通りです。

当組合が関与した創業、第二創業の件数	創業件数 (単位:件)	7
	第二創業件数 (単位:件)	0

創業支援先数	①創業計画の策定支援	0	③政府系金融機関や創業支援機関の紹介	0
	②創業期の取引先への融資(プロパー)	0	④ベンチャー企業への助成金・融資・投資	0
	②創業期の取引先への融資 (信用保証付き)	7		

成長期・安定期

成長段階における支援

ビジネスマッチングによる販路拡大のための支援のほか、事業拡大のための資金需要等については、事業実態、事業価値を把握したうえで、お申込の理由、効果を勘案して、資力の確認に基づく償還見通しがある場合には、信用貸付による融資取組みを検討させて頂いており、経営上の問題点課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案等の支援をしております。また必要に応じて外部機関と連携して支援しております。

- 令和5年度の経営改善提案・提言取組件数は以下の通りです。

経営改善提案・提言取組件数	16
---------------	----

(経営改善提案・提言取組事例)

1. 経営上の問題点の要約	原材料等の高騰により仕入資金が増加し、毎月の資金繰りに苦慮している先からの相談事例。
2. 改善提案・支援内容の要約	新規運転資金の導入により仕入資金に対応した。返済額についても既存借入金と一本化及び返済額を同額にする事で、毎月の資金繰りの負担にならないよう配慮した。

地域密着型金融について③

- 令和5年度の外部専門機関等活用して本業支援を実施した件数は以下の通りです。

外部専門機関等を活用して本業支援を行った取引先数

11

低迷期・再生期

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生・業種転換等の支援について、当組合は主に中小企業の代表者より入念にヒアリングを行つたうえで事業に関する問題点を共有し、解決に向けた経営改善計画書作成のお手伝いをさせていただいております。また、その後の事業等に関するモニタリングを行う中で事業再生や事業転換等の支援を行う場合には、当組合だけでなく、必要に応じて税理士、弁護士等の外部機関等の知見を活用して支援しております。

中小企業等金融円滑化法終了後の対応について

中小企業等金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって期限が到来しておりますが、当組合は、期限到来後も法の趣旨に基づき、引き続き『地域の皆様とのふれあいを大切に共存共栄を旨とした、きめ細かな金融等のサービスを通じて、地域中小・小規模企業の経済力の向上並びに地域の皆様の生活の向上に寄与するとともに、地域社会の繁栄に貢献する』との経営理念に照らし、当組合から融資を受けていらっしゃる地域中小・小規模企業者の皆様、住宅資金融資をご利用されている皆様において、お支払い頂いているご返済が困難になっている、または困難になりつつある場合に備えて、皆様からのご返済条件の変更申込、相談等を受ける窓口を各店舗及び本部に設け、真摯に且つ速やかに全役職員が一丸となって取り組んでおります。

- 貸付条件の変更等の申込対応件数は以下の通りです。

貸付条件の変更等の申込対応(平成21年12月4日～令和6年3月31日)

(単位:件)

	申込	実行	謝絶	審査中	取下げ
債務者が中小企業者の場合	3,937	3,598	140	10	189
債務者が住宅資金借入者の場合	426	371	25	0	30

新型コロナウィルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者への資金繰り支援について

当組合は、新型コロナウィルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の皆様の資金繰りに支障が生じることがないよう、感染対策を十分行ったうえで訪問によるきめ細かな対応で実情に応じた資金繰り支援を行い、かつ、ご返済条件の変更申込についても柔軟に取り組んでおります。

- 融資の対応状況は以下の通りです。

単位(件、百万円未満切捨て)

融資対応実績(令和5年4月～令和6年3月の計)

融資実績		条件変更
実行件数	実行金額	実行金額
1,122	13,161	4,132

ご返済等に関するご相談窓口

お問い合わせ場所	共立信用組合 各お取引店舗の 『ご返済等に関する相談窓口』あるいは本部融資部
受付日	当組合の営業日
受付時間	午前9時から午後5時

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

- 令和5年度の「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況は以下の通りです。

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	293	252
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	20.27%	39.74%
保証契約を解除した件数	8	15
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0	0

（「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例）

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	法人運転資金申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている事から、経営者保証を求めず新規与信した。

（「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例）

1. 主債務者及び保証人の状況、事業の背景等	賃貸用建物建築資金の融資申込に際して経営者保証を求めない事例。
2. 取り組み内容	申込人は十分な資産・収益力を有しており、経営者保証を求めず新規与信した。

ホームページ・報酬体系について



ディスクロージャー誌はホームページでもご覧いただけます。
www.kyouritsu.shinkumi.co.jp/



上記QRコードより当組合ホームページへ直接アクセスできます。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する支払総額

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理事	65	80
監事	12	17
合計	78	97

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は理事8名、監事1名です。

注3. 使用人兼務役員5名の使用人分の報酬は36百万円です。

注4. 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

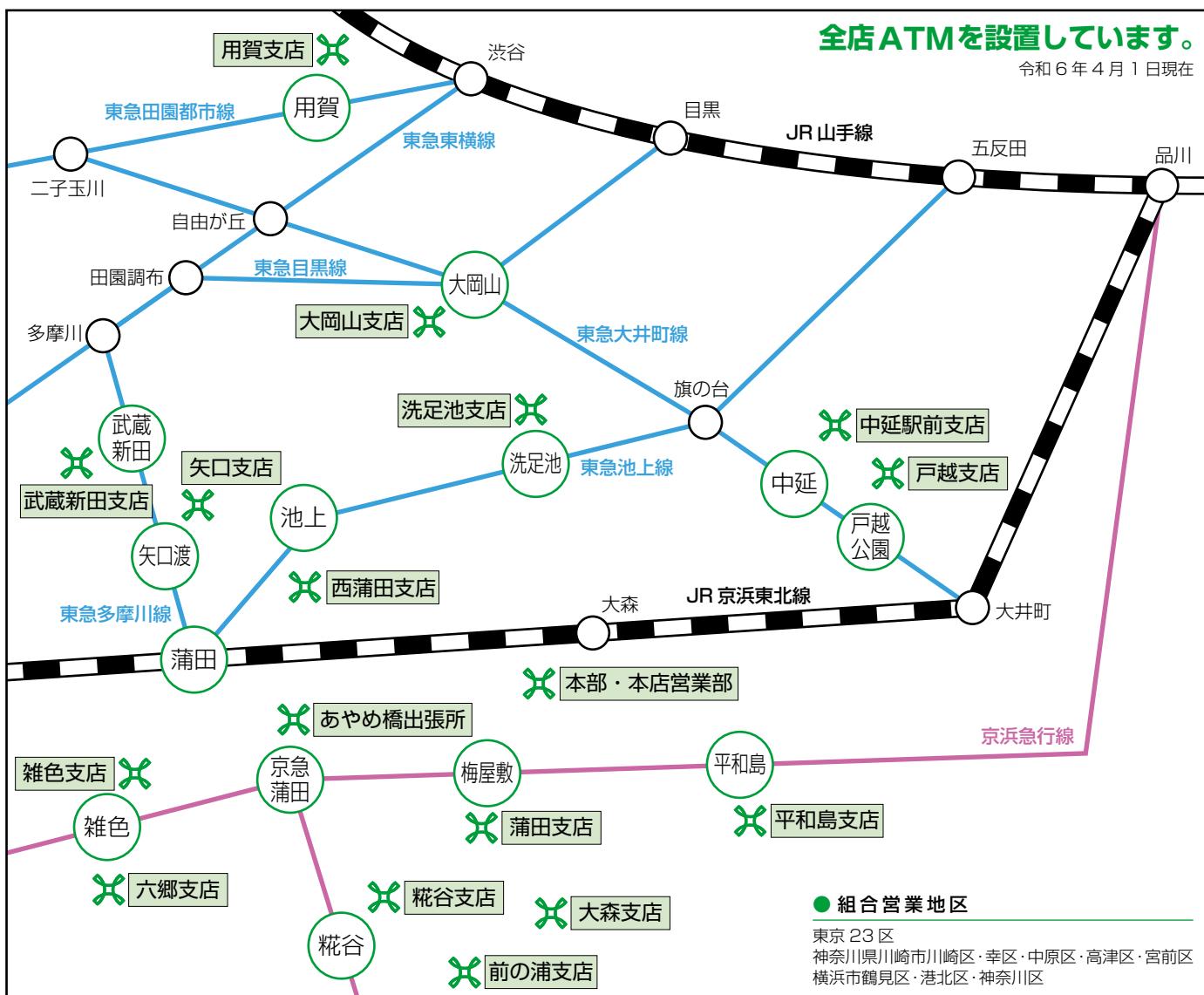
注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

ネットワーク・店舗一覧



店名	郵便番号	住所	電話	ATM 設置状況
本店営業部	143-0015	東京都 大田区 大森西 1-7-2	03-3762-7771	ATM 2台
矢口支店	146-0095	東京都 大田区 多摩川 1-9-11	03-3759-6206	ATM 1台
糀谷支店	144-0034	東京都 大田区 西糀谷 3-7-1	03-3741-4191	ATM 2台
洗足池支店	145-0065	東京都 大田区 東雪谷 1-1-4	03-3720-2131	ATM 1台
大岡山支店	145-0062	東京都 大田区 北千束 3-28-16	03-3726-0151	ATM 1台
中延駅前支店	142-0052	東京都 品川区 東中延 2-10-12	03-3783-6481	ATM 1台
用賀支店	158-0097	東京都 世田谷区 用賀 3-14-3	03-3700-1777	ATM 1台
六郷支店	144-0046	東京都 大田区 東六郷 2-8-22	03-3736-2201	ATM 1台
蒲田支店	144-0031	東京都 大田区 東蒲田 1-2-7	03-3733-4514	ATM 1台
武藏新田支店	146-0093	東京都 大田区 矢口 1-16-16	03-3756-2811	ATM 1台
戸越支店	142-0041	東京都 品川区 戸越 5-4-3	03-3783-8211	ATM 1台
西蒲田支店	144-0051	東京都 大田区 西蒲田 2-11-8	03-3754-4611	ATM 1台
雑色支店	144-0055	東京都 大田区 仲六郷 1-29-5	03-3732-5611	ATM 1台
大森支店	143-0012	東京都 大田区 大森東 4-19-6	03-3763-0271	ATM 2台
平和島支店	143-0016	東京都 大田区 大森北 6-28-1	03-3765-8211	ATM 2台
前の浦支店	143-0013	東京都 大田区 大森南 3-29-13	03-3741-7011	ATM 1台
あやめ橋出張所	144-0052	東京都 大田区 蒲田 1-18-6	—	ATM 1台

ATMは土・日・祝日も稼働しています。

役員一覧・組織図

役員一覧

令和6年4月1日現在



代表理事長
車田 和男



代表理事理事長
田中 教夫



代表専務理事
鈴木 孝一



常務理事
浦沼 弘次



常務理事
渡辺 哲也



常勤理事
久我 稔



常勤理事
久保田 規



常勤理事
宮代 雄一郎



非常勤理事
小田川 幸生(※)



非常勤理事
石井 良成(※)



常勤監事
鈴木 秀夫



非常勤監事
松下 素久

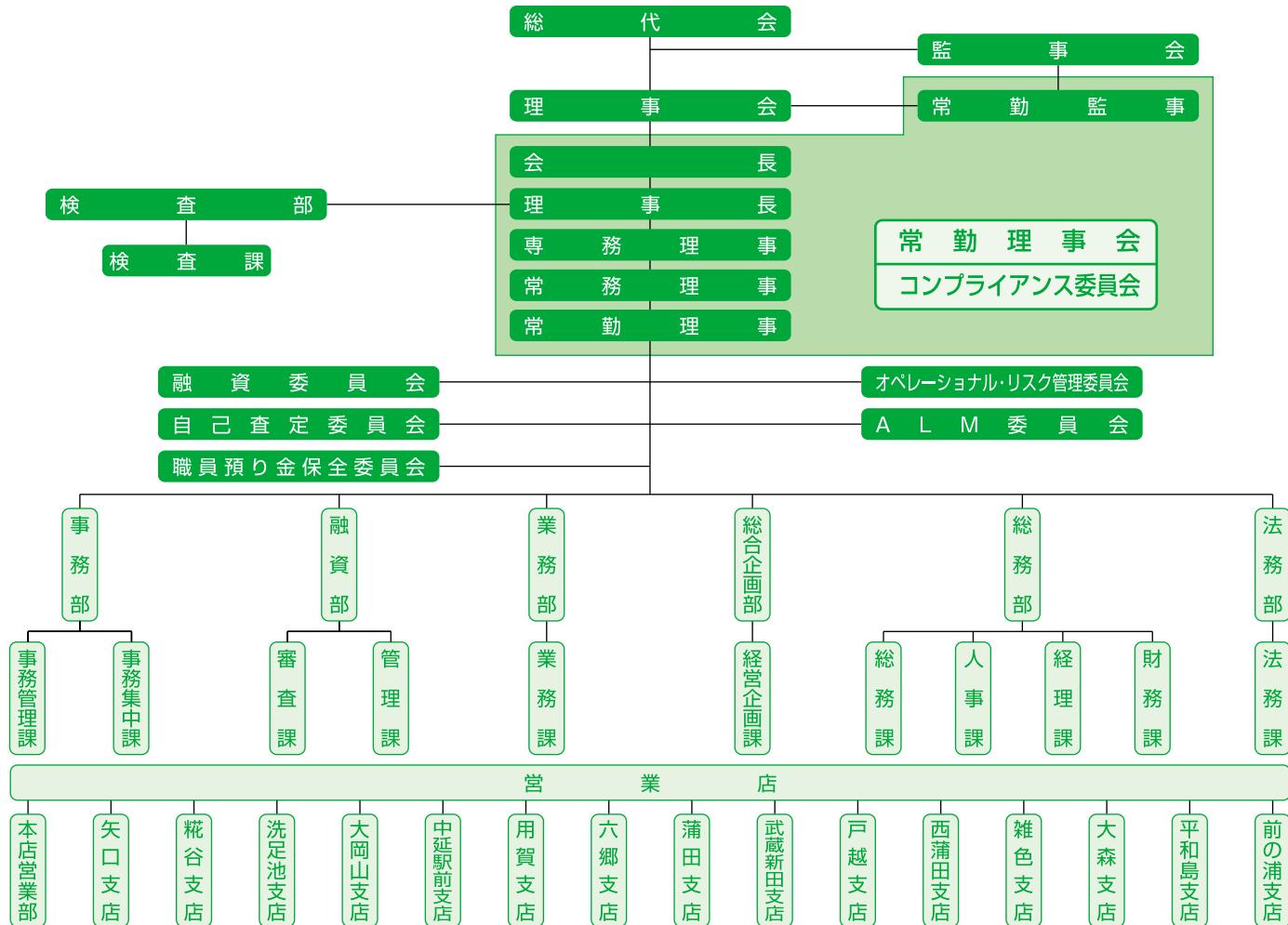


員外非常勤監事
岡林 知幸

○当組合は、職員出身者以外の理事2名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組織図

令和6年4月1日現在



*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」・☆印は「金融再生法」に基づく法定開示項目です。

■ごあいさつ	2
【概況・組織】	
1. 事業方針(経営理念・方針・環境)	3
2. 事業の組織*	44
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)*	44
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	43
5. 自動機器設置状況	43
6. 地区一覧	43
7. 組合員数	4
8. 子会社の状況	該当ナシ
【主要事業内容】	
9. 主要な事業の内容*	15,16
【業務に関する事項】	
10. 事業の概況*	4
11. 経常収益*	21
12. 業務純益	21
13. 経常利益(損失)*	21
14. 当期純利益(損失)*	21
15. 出資総額・出資総口数*	21
16. 純資産額*	21
17. 総資産額*	21
18. 預金積金残高*	21
19. 貸出金残高*	21
20. 有価証券残高*	21
21. 単体自己資本比率*	21
22. 出資配当金*	21
23. 職員数*	21
【主要業務に関する指標】	
24. 業務粗利益および業務粗利益率*	21
25. 資金運用取引等収支およびその他業務収支*	21
26. 資金運用勘定資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利潤*	22,23
27. 受取利息、支払利息の増減*	22
28. 役務取引の状況	22
29. その他業務収益の内訳	23
30. 経費の内訳	21
31. 総資産経常利益率*	23
32. 総資産当期純利益率*	23
【預金に関する指標】	
33. 預金種目別平均残高*	24
34. 預金者別預金残高	24
35. 財形貯蓄残高	24
36. 職員1人当たり預金残高	22
37. 1店舗当たり預金残高	23
38. 定期積金契約状況	24
39. 固定・変動定期預金残高*	24
【自己資本およびリスク状況について】	
40. 定性面について*	
1. 自己資本調達手段の概要	30
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	31
3. 信用リスクに関する事項	32,33,34
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	34
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要	35
6. 証券化エクスポートジャーナーに関する事項	35
7. オペレーション・リスクに関する事項	35
8. 銀行勘定における出資または株式等エクスポートジャーナーに関するリスク管理方針および手続きの概要	35
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	36
41. 定量面について*	
1. 自己資本の充実度に関する事項	31
2. 信用リスクに関する事項	32,33
3. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャーナー	34
4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要	35
5. 証券化エクスポートジャーナーに関する事項	35
6. 出資等又は株式等エクスポートジャーナーに関する事項	35
7. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	36

【貸出金等に関する指標】	
42. 貸出金種類別平均残高*	25
43. 債務保証見返額担保残高*	26
44. 貸出金担保の種類別残高*	26
45. 貸出金使途別残高*	25
46. 貸出金業種別残高・構成比*	25
47. 不動産業の内訳	25
48. 預貸率(期末・期中平均)*	22
49. 固定・変動貸出金残高*	26
50. 消費者ローン・住宅ローン残高	26
51. 代理貸付残高の内訳	26
52. 職員1人当たり貸出金残高	22
53. 1店舗当たり貸出金残高	23

【有価証券に関する指標】	
54. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱ナシ
55. 有価証券の種類別平均残高*	27
56. 有価証券の種類別・残存期間別残高*	27
57. 預証率(期末・期中平均)*	22

【経営管理体制に関する事項】	
58. リスク管理の体制*	5
59. 法令遵守の体制*	4
60. 個人情報の保護	6,7
61. 当組合のマネーロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について	8
62. 苦情処理処置及び紛争解決処理措置の内容*	9

【財産の状況】	
63. 貸借対照表、損益計算書、剩余金処分(損失金処理)計算書*	17,18,19,20
64. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*	28
(1)破綻先債権	
(2)延滞債権	
(3)3ヵ月以上延滞債権	
(4)貸出条件緩和債権	
65. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ☆	28
66. 自己資本充実状況(自己資本比率明細)*	29
67. 有価証券、金銭の信託等の評価*	23
68. 外貨建資産残高	取扱ナシ
69. オフバランス取引の状況	取扱ナシ
70. 先物取引の時価情報	取扱ナシ
71. オプション取引の時価情報	取扱ナシ
72. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	27
73. 貸出金償却の額*	27
74. 会計監査人による監査*	17

【その他の業務】	
75. 内国為替取扱実績	27
76. 外国為替取扱実績	取扱ナシ
77. 公共債券販売実績	27
78. 公共債券受額	取扱ナシ
79. 手数料一覧	16

【その他】	
80. トピックス	11
81. 当組合の行事など	12
82. 地域密着型金融について	38~41
83. 総代会	13
84. 沿革・あゆみ	10
85. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性の確認	17
86. 報酬体系について	42

盗難・偽造キャッシュカードや 組合名を騙り送付されてくる CD-ROM 等にご注意を!

最近盗難・偽造キャッシュカードにより預金が引き出される事件が全国で多発しています。

特に生年月日・電話番号や車の登録番号等の暗証番号はもっとも危険です。

暗証番号はお客様がATMで簡単に変更できます。

また、金融機関名を騙り送付されてくるCD-ROM等でご不審な点は、下記の緊急連絡先にお問い合わせください。

緊急連絡先 | 受付時間・電話番号

曜 日	平日(月曜日～金曜日)	土・日・祝日
受付時間帯	8:45～17:30	左記以外の時間
連絡先名称 電話番号	各お取引店 各お取引店電話番号 P.43 参照	信組ATMセンター 047-498-0151
		信組ATMセンター 047-498-0151

あなたの街のパートナー



〒143-0015 東京都大田区大森西 1-7-2
E-mail honbu-00@kyoritsu.dp.u-netsurf.ne.jp
www.kyouritsu.shinkumi.co.jp/